

津島市郷土研究

第 1 集

1989・3

津島市教育委員会

目 次

米町の人形淨瑠璃	佐藤
津島の屋根神様	伊藤
天王橋について	樋田
天王川について	樋田
関通書状	豊
大橋家史料から	平
津島古文書勉強会	豊
:	：
66	58
42	30
8	1

米町の人形淨瑠璃

佐 藤 武

はじめに

人形淨瑠璃とは、義太夫淨瑠璃本の内容を忠実に表現するためには、大夫・三味線・人形の三業がみごとなチームワークを組んで行う演劇をいう。この人形淨瑠璃を文楽というのは、大阪の文楽座で興行されたことによる。

〈大夫(たいゆう)〉

義太夫を語る人をいう。義太夫は大阪訛(なまり)で語るのが原則

で、詞、地合、節の組み合わせから成り立っている。

〈三味線〉

文樂の三味線は太棹といい、普通の三味線より大きく重い。

〈人形〉

一つの人形を三人で遣う。人形遣いは原則として黒衣で顔をださない。

従つて人形淨瑠璃が地方で行われるためには、中心になつて指導する人がいることには、成り立たない。

（一）米町の人形淨瑠璃

米町の人形淨瑠璃がいつごろ行われ始めたかは、さだかではない。

尾張・美濃・伊那地方は人形淨瑠璃が盛んで、今でも一宮市の島文

樂、岐阜県本巣郡真桑の人形芝居をはじめ、美濃の中津川や伊那の黒田などにすぐれた頭が残されている。

元禄十六年（一七〇三）五月、大阪竹本座で上演された「曾根崎心中」は近松の美文と義太夫の名調子、それに絶妙な人形ぶりがマッチして、人形淨瑠璃の人気は一気に盛り上がり全国に広がった。こうしたものの中として米町の人形淨瑠璃がある。全国に広がった人形淨瑠璃も、宝暦以降ようやく生氣を取り戻した歌舞伎に人気を奪われて中央では衰退に向かった。しかし、地方ではその後も淨瑠璃のけいこや、さらえ講は各地で盛んに行われ、素人天狗が続出したのである。

濃尾地方で有名な真桑人形淨瑠璃には、稽古本に「天明八戌申年正月吉日 真桑」の墨書きがあることから、天明八年（一七八八）には真桑で行われていたことが認められている。米町の人形淨瑠璃の場合、頭と共に残されている箱類の一つに、文化六年己亥月の墨書きがある。文化六年は一八〇九年で、真桑の墨書きから二十一年後のことになる。文化・文政時代は江戸時代のもつとも文化の栄えた時代の一つであり、津島地方で盛んに行われたということができよう。

しかし、衰退も速かつたようで、米町に残る別の箱に三十年後の天保十年（一八三九）亥初穂 再改スとある。（穂は秋の古字で、初秋とは陰暦七月をさす。）

嘉永・安政（一八五〇）の頃、津島には寸馬（本名岩井新三郎）

という素人義太夫の名手がいて、淨瑠璃が盛んだったことが知られている。さらには明治三十年ごろ、西島正三郎という人が金燈籠に住み、橋詰町近在の人々を指導しているから、米町の人形淨瑠璃ともなんらかの関係があつたものと推定される。しかしながら、この地方の人形淨瑠璃も昭和初期には滅亡した。

それにしても、米町の人形淨瑠璃は、残された箱の墨書きから津島地方ではもつとも古くから行われていたものであることが確かめられ、残されている頭も古様な感じがみられる。

(二) いろいろな頭と衣装

人形淨瑠璃に欠くことのできない人形の頭は、米町の場合、次のもの（下表）が残されている。

頭は十三個ある。この他、手首のあるもの十三個、掌一個、肩板からたれさがる腕の状態のもの三個（差金を付ける穴あり）、足（足金つき）二本、足金脱落のもの五本、三番叟の鳥帽子一、軍配一、よろいの部分品五、かつらと思われるもの一、その他に足金のはずれたもの・折れたもの数本などがある。

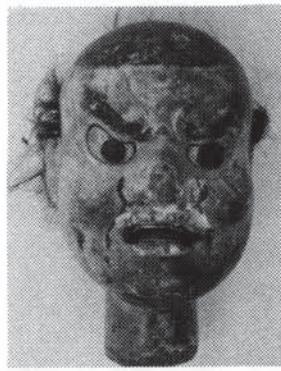
(三) 頭（かしら）

人形淨瑠璃の頭の種類はざつと七十種近くあるが、古典劇の性質上、男性優先で種類数が多い。米町の場合も例外ではない。一般に優しく可愛らしい白塗りのが善人、赤面や卵色・青面などでどこか卑しさ、醜さのあるのが悪人である。

どのような狂言が演じられたかは、記録がないので全く判らない

	男役	女役	個数
文	七	一	一
団	七	一	一
鬼	一	一	一
若	男	女	ふけ女
又	平	役	二
三番	平	役	一
三枚目	人	役	一
上人	金	役	二
金平	人	役	二
不明（子供？）	一	役	二
合計	一	役	二
十	一	役	二
三	一	役	二

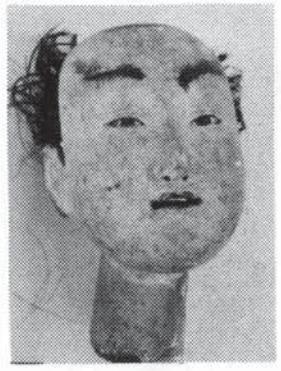
が、三番叟から「寿式三番叟」、鑑から「繪本太閤記」「義経千本桜」、上人から「良弁杉由来」、団七から「夏祭浪花鑑」などが行われたと推定される。



團 七



鬼 一



若 男



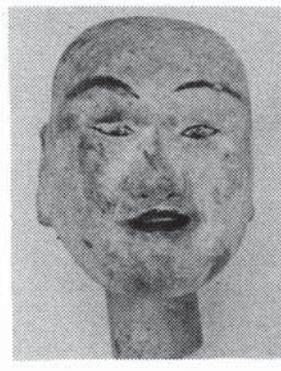
文 七



三番(老翁)



三枚目



上 人



又 平

頭の特徴

『文七』
代表的な顔で、線の太い男性的なもの。内に憂いを含んだ悲劇の主人公。あごがしゃくれて、敵役に向ぐものなど同じ文七でも幾分表情の変わったものもある。

『若男』

白塗りの若くふっくらとした丸みのある顔をしており、口元がややぼんやりしている。

『鬼一』

老立役の代表的なかしらで、剛直な中にも慈愛の心のこもった老武士などに使う。

『團七』

丸目で眉間にケンが立ち、あごの張った太々しい面がまえ口あきであり、世話ものに使う。

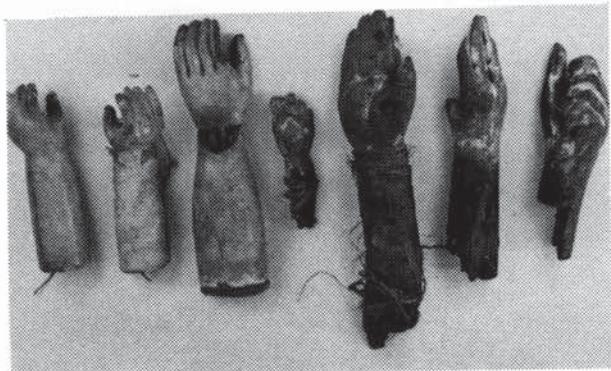
『又平』

善良な立役の性根を備えた皮肉な三枚目で、八の字眉とひらいたダンゴ鼻のひょうきんな三枚目。

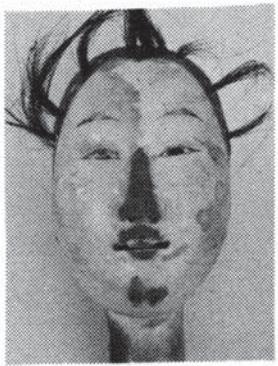
『上人』

良弁僧上に限らず、慈愛に満ちた高僧の役柄で、品位と威厳に満ちている。

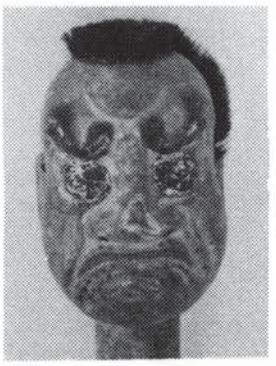
『三枚目』



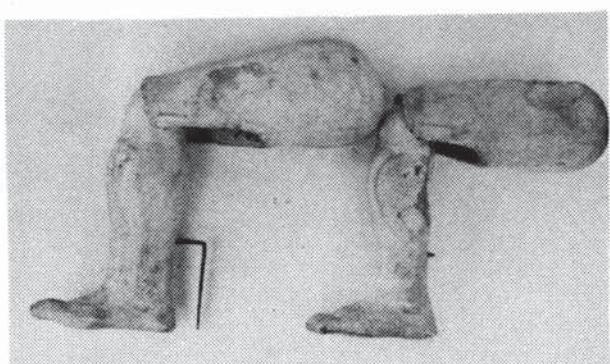
手（差金につながる紐が付いている）



娘



金平



足（足金が付いている）



ふけ女



娘

あまり作例は多くない。どこかユーモラスな顔つきである。

〔三番〕

三番叟の頭で、老翁に似たところがあるが、能面の尉を暗示させるおだやかな老相を示している。

〔金平〕

金平首のカツと見開いた大きな目、激しい力をたたえた顔つきに、能面を手本としたものを感じる。

〔娘〕

十五・六歳からの未婚の女性の頭で白塗りである。作者のその時の出来具合で丸頭のもの、細面のものと表情に幾分となるが、時代もの、世話ものと区別なく使っている。

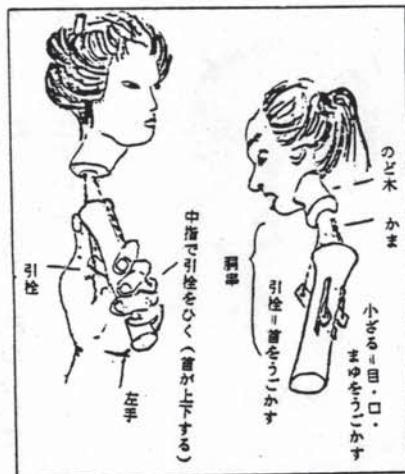
〔老（ふ）け女〕

年増とも言う。情誼正しい世話女房で、広範囲に使われる。髪は役柄により、島田、丸笛、割鹿子などが結われる。

（四）人形の使い方

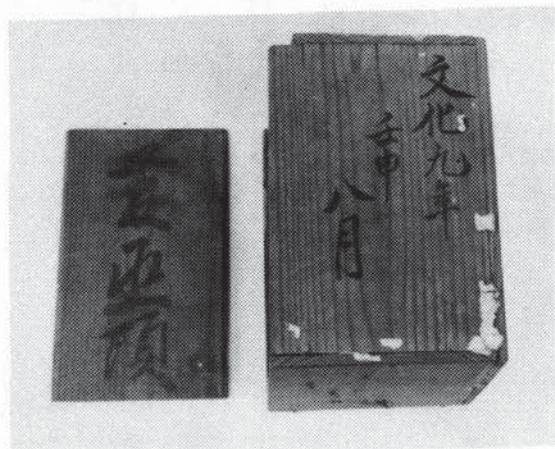
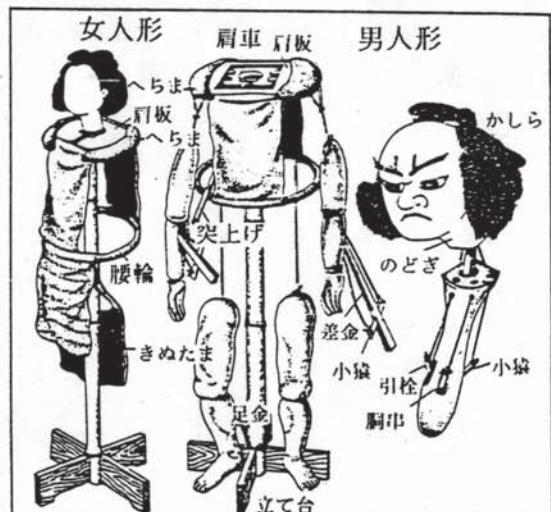
人形は「頭」「胴」「足」「手」四つの部分の組み合わせでできていて、それを糸でつないで骨組とし、衣装を着せて動かす。胴は肩板と胴輪で作られ、肩板には手をつける糸と胴内を通して足をつる糸がある。

文楽系の人形は三人遣いで、「主（おも）づかい」と「左づかい」「足づかい」の三人で遣うようになっている。「主つかい」は人形



『真桑人形淨瑠璃』(真桑文楽保存会)より

『小田木人形座』(稻武町教育委員会)より



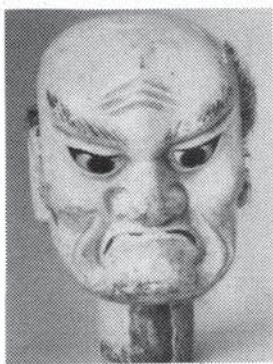
若丞頭(頭を入れた箱と思われる)

の胴の後、帯の辺りから左手を突っ込んで人形の胴串を持ち、右手では人形の右手を持って動かす。「左手づかい」は人形の左手の差金を自分の右手で持ってこれを使う。あいた左手で人形の胴体を支え、また人形の左手は物を持つことができないので左づかいは自分の左手で持って人形の左手の動くとおりに動かす。指先が動くもみじ手の操作には小猿を動かし操作する。「足づかい」は人形の左右の足のうしろについた鍵形の足金(あしがね)又はあと金を握って足を動かす。長ばかまの時や女形の時には足がないので、着物の裾のうしろがわを持って裾さばき歩きをさせる。

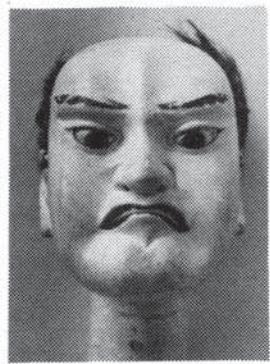
米町の人形淨瑠璃にのこされたものには、肩板・胴串・立て台・差金・腰輪等は失われている。(上図参照)

橋詰町の人形

米町と同様、橋詰町二丁目にも人形淨瑠璃の頭類が保存されている。頭の数は十六個で、納められている箱の蓋裏に記されている個数と一致している。



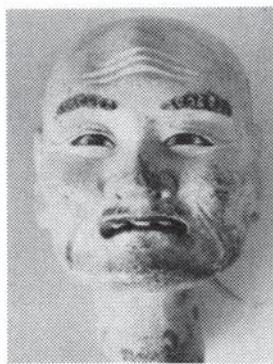
鬼一



源太



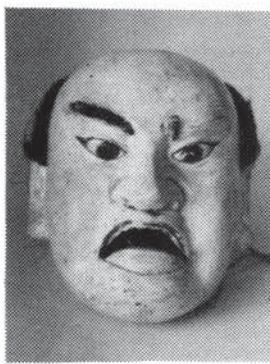
陀羅助



大舅



文七



口あき文七



ことわり



文七



若男



団七



娘



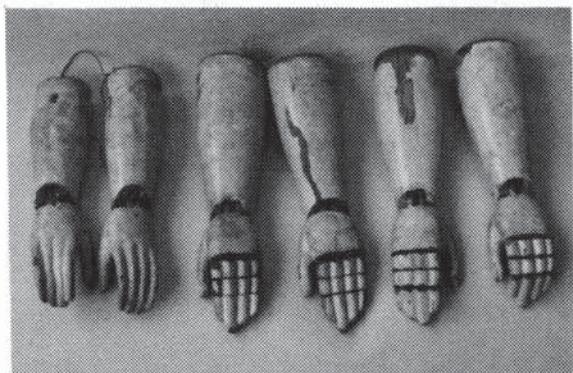
娘



娘



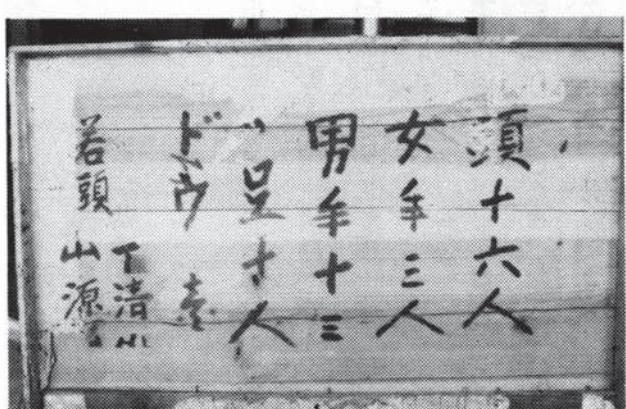
お福



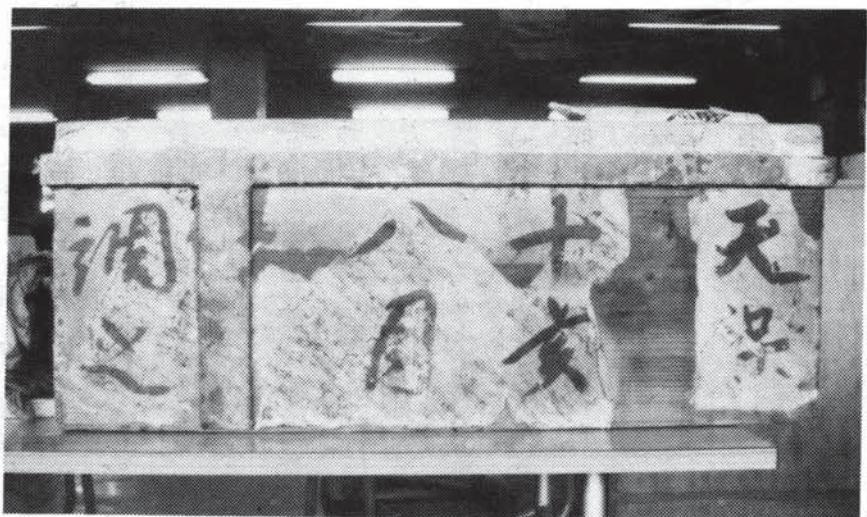
右：もみじ手、左：かせ手



娘



娘



人形の頭類が納められている箱

津島の屋根神様

伊 藤 晃 雄

はじめに

名古屋の旧市街を中心に、二階屋根の長屋などの一階庇の上に小祠を設けている風景をよく見かける。伊勢・熱田・津島（天王）・秋葉の神々を町内又は隣組の地域共同体の守神として祀っているもので、この祠は俗に屋根神様と呼ばれている。

この形態は名古屋を中心とした近隣諸都市にも若干見ることができ尾張地方独特の風俗となつていて。しかし、こうした奉祀形態は一体いつ頃どのような事情によつて成立したかは未だ明確ではない。それというのも町内または隣組が管理する上で、管理者も毎年のように交替し、神祠も小規模なため、一般神社の造替などと違つて、記録が残されることもなく、屋根神様の発生については、全くの謎とされているのも無理からぬことである。

ここでは、市内にのこる屋根神様の調査報告と共に、屋根神様に祀られる祭神の一つである天王様（津島神社）にかつて奉仕した自分分の浅薄な知識をもとに天王様が中世以降、上・下各層から寄せられた信仰の実態を記録によつて考察しながら屋根神様に祀られる原因を推察しようと試みた。

（一）天王（津島神社）信仰と屋根神様の御祭神について

○天王信仰

津島社の初見は承安五年（一一七五）に成立した名古屋大須七ツ寺所蔵の一切経の奥書に「津島」の社名が見え、当時すでに地方に知られた社として信仰されていたことが推察される。中世には杜家：神社に奉仕する神職の家：が「御師」（おし）としても活躍した。

御師とは元来御祈禱師の意。特定の信者との間に師檀関係を結び神前に無事息災を祈禱するとともに、守札・大麻などを配布して米・錢の寄進を得て、神社の維持などに役立てるなど信仰の一般的普及に効果があつた。伊勢信仰の普及のときはその顕著な例である。津島の御師も諸国に檀那（信徒）を持ち、疫病・厄難除の御神徳を敷延して各地に活躍したが、御師に関する記録に下記文書がある。

「手代廻國証文

某兄弟并親類の者共、右々之通御手代職相勤、あつま路之旦那処へ春秋参申候、就夫御定之通、諸事相背申間敷候、勿論東国旦那所において、何事によらす御法度の面、毛頭□相背かせ申間敷候、為其仍如件

永正二年（一五〇五）

亥ノ正月十五日

御手代 吉十郎（花押）

吉左衛門（花押）

謹上

板屋大夫様

(大矢部一大夫書出)

板屋大夫の手代が、主人（社家）に出した誓約書である。

津島神社に仕えた社家・社僧は時代によって多少差異はあるが、貞享三年（一六八六）の覚書帳によると神主一人・神官五人・神樂祢宜七人・庶子方五人・庶子祢宜十二人・社僧四ヶ寺 メて三十四人と定数は厳守された。社家・社僧はすべて朱印社領の内から役料を配分されていたが、社家は御師として大夫名をもち、諸国の日那（信徒）所を廻って神札・守札の頒布と共に祈祷なども行い、同時に布教活動にも従つた。

この場合、諸国の大納言は個人ではなく村単位で、世話役は各村の名主があり、御師は鄭重な扱いを受けた。しかし遠国の檀那廻りには日数もかかり、社家が神社奉仕を欠かすることは許されないので多くの場合「手代」をして廻國せしめた。

手代にはその家の二男・三男などが多く従事したが、古くから社家（御師）に隸属する手代として、伊勢桑名の大夫村（現桑名市大夫町）住人の一団があつた。これらの人々おおよそ七十～八十名くらいが従事したと推測される。

社家は各家にそれぞれ各村の戸数や名主名を書上げた檀家帳（信徒名簿）を持っていて、現存する檀那帳の最古のものに「慶長三

年大吉御檀那帳上・下」（津島神社所蔵文書）がある。

○大吉御檀那帳

社家右馬大夫家の檀那帳で、慶長十三年（一六〇八）から寛永十三年（一六三六）まで二十八年間に、諸国の檀那または代理が参宮して、祈祷を受けたり守札を乞うて金品を奉納したことが日記体で記録されており、後世の檀那帳とはやや趣を異にする。この檀那帳に挙げられる檀那の範囲は尾張・三河・伊勢・美濃・遠江・飛騨・信濃・甲斐・越前・越中・越後・上野・近江・丹波・山城・紀伊・伊予・豊後・播磨の十九ヶ国にわたっている。この中に慶長十三年六月

「京 政所様

取次こうざうす（幸蔵主）

又こうざうすへの取次

山内方蔵殿

「京 大和大納言様（豊臣秀吉弟秀長）之御内さま檀那也

（下略）」

また慶長十五年正月三十日

「京ニ御座候、大和大納言さま之かミさまより、御総子さまたちの御祈祷に、御最花（初穂）給候、上方へ罷のほり候て尋可申候、正はた（現海部郡佐織町勝幡）の次音一と云人持せ被參候

（下略）」

とあり、豊臣秀吉の没後、政所と秀吉の異父弟秀長の遺族たち、豊臣一門も亦右馬大夫の旦那であつたことが知られる。

また、同帳に登載されている師檀関係二一八件のうち、当時の城下町清洲の武家・町民等の祈願は五九件で圧倒的に多く、他の社家の旦那もかなり多くあつたものと推察される。なお、檀那の町名も桑名町・宮町・本町・御服町・上畠町・長者町など、いわゆる清洲越の今の名古屋も見えることに興味がわく。清洲の城下町が名古屋へ移されて町も整備され、人口も激増するに伴つて天王信仰も一段と拡大していくものと思われる。

○藩主の天王社信仰

これより先、慶長五年（一六〇〇）十月、関ヶ原戦に戦功があつた徳川家康の四男松平忠吉は清洲城主に封ぜられ、尾張一国六二万石を与えたが、間もなく病魔に侵され津島神社へしばしば平癒の祈願が行われた。慶長十年には忠吉公内室の名を以て平癒祈願の祈りをこめて寄進されたのが、現在の本殿（重要文化財）である。元和元年（一六一五）正月、徳川義直は名古屋城に入城し、初代の城主として君臨したが、敬神の念厚く殊に天王社を格別に尊信。この年に天王祭祭料として十町歩を寄進した。同年（一六二〇）には、かつて文禄四年（一五九五）豊臣秀吉が朱印状を以て丹羽郡東野村に津島社領一三七石余を寄進した替地として、義直は黒印状を以て津島向島の地に一舉一二九三石余を寄進した。この社領はそ

の後寛文五年（一六六五）將軍家綱の朱印状を以て朱印地となり、明治に至つた。また寛永六年（一六二九）には名古屋城鎮護に、天王社の御祭神建速須佐之男大神（天王様）と兵主神（ひやうずのかみ・大国主命）を祀り、この遷座には津島社の水室神主以下が奉仕した。（津島神社文書・大橋家旧蔵文書）それ以来天王社を名古屋城の守神とした。

ただしこの場合、新しく御分靈をお祀りしたか、あるいは既に廟内に祀られていた、亀尾天王社の御動座を意味するのかは明確ではない。思うにこの名古屋城築城の那古野台地には、これより先駿河今川氏の出城那古野城があり、今川義元の弟氏豊を置き今川西上の拠点としていたが、当時清洲城主斯波氏の守護代の一員として、海部郡勝幡に在った織田信秀に逐われ、信秀は勝幡から移つてここを本城とした。

織田氏はかねて天王社を氏神として仰いで尊崇し、信秀以前から密接な関係が結ばれていた。この亀尾天王社もあるいは那古野城の守護として、織田氏が勧請したのではないかとも考えられる。

余談ではあるが今次大戦によって名古屋城が炎上する以前、御天守の最上層に棚を設け、そこに津島天王社の立符（箱札）が祀られていたのを筆者も見ているが、こうした事から名古屋城の守護神は天王社であると確信する。（津島神社文書：御天守ニ納居候御守之雛形）

○名古屋における屋根神様の御祭神

芥子川氏の屋根神様の調査（昭和五十一年六月現在）によると、名古屋に残る屋根神様二三五社の御祭神は伊勢五・熱田一四一・津島一四四・秋葉一四五・氏神一二・不明が九〇余社となっている。

秋葉と津島は一番多く祀られ、どちらが古くから上位として祀られたかは知る由もない。ここに芥子川氏は（一）天王社、（二）天王社・秋葉社、（三）天王社・熱田社（又は氏神）・秋葉社の順序に祭祀されるようになつたと説かれることも、前記藩主を始め上に倣う藩士・庶民の信仰の歴史的背景から見てうなづけるものがあるが、これに對し秋葉社の信仰の後に天王社が祀られたとする説もあり、どちらが後に祀られたかという問題は避けたいと思う。

○伊勢大神の祭祀

津島に残る屋根神様は、別表のように現在は非常に数少ない。家の建て替えなどで地上に移された祠も各所にあり、以前はもつと多くあつたと思われる。また古くから町内には屋根神様以外に、町内の守神として祀られる小祠が多くあり、その中には終戦後神社制度の改正によって独立の神社として登録された社が十三社ある。そのために屋根神様を設ける必要がなかつたかと思われる。

津島の屋根神様はいざれも伊勢大神を主神としていることが特色である。屋根神様だけでなく各町それぞれの小祠には、ほとんど伊勢の大神を祀っている。年に一回（春を主に）伊勢へ代参を派遣

して受けて來た神札を町の祠に祀る。これを「伊勢詣り迎え」と呼んでいて奉祀後の一日、町民が集まつて祝意を表して会食し、あわせて町民相互の親睦をはかる。この習俗は、昔の伊勢講又はお日待ちの名残かと思われる。

今更述べるまでもなく、伊勢神宮は最高の神格を持つ神社の宗社で、「伊勢へ行きたい 伊勢路が見たい せめて一生に一度でもわしが国さは 伊勢路が遠い お伊勢恋しや参りたや」と伊勢音頭に歌われた。昔は現代のように容易に旅行もできないし、まして遠隔地の庶民が神宮へ参詣することは一生の悲願であつた。

ここに津島の屋根神様に三という縁起のいい数の神を祀る上で、伊勢の大神を主神とし、副神には氏神の天王社と火伏の秋葉社を祀ることは信仰の度合いによるものであるが、三神を祀る屋根神様としてはこの御祭神の執り挙げ方は典型的で最高と思われる。

○屋根神様の私見

神様がなぜ屋根の上に祀られるようになつたかということになると、他の地方に類例もなく、この地方でいつからか独自に発達した習俗と言うのみで、的確な根拠となる文献もない。何とでも理屈はつけられ判定はむづかしい。そこで私は私なりの考えを述べさせて頂きたい。

おおよそ、我々日本民族は古来からの観念として天孫降臨の神話に見るよう、神は高い天上に居ますものと考えた。このことは古

来からの山嶽信仰などにもつながり、また各地の神社の祭祀に見る「山飾り」：普通「山」と称し高い飾物に榊や松などを立てて神靈を迎えて祭を行うなどにも見られる。

神社はさておき、庶民が家で神を祀る場合、必ず屋内の清浄かつ高い所に神棚を設けてお祀りし、もし二階家屋の場合で一階に神棚を設ける時、「雲」と言う字を書いた紙を神棚の上に貼って不敬を避けようとする習俗もこうした観念からである。町や隣組の守神を祀る際に、祠を設ける余地もない街中では色々な不浄にもけがされることのない屋根の上に設けることが最善至上との発想による単純な事情によるものと考え、別掲の弥富高校の説に賛同するものである。しかし、この事については勿論軽々に断定が許される問題ではない。

(二) 津島の屋根神様の現状について

昭和六十年十一月現在、津島市内には屋根神様が二二個所で確認できた。この他に以前は屋根上にあり、現在は地上に祀られているものが六件確認できた。そこで次に現状について述べてみたい。

○屋根神様所在場所

- 一、橋町一丁目六八番地
- 二、金町四二番地
- 三、上之町一丁目四六番地

安田宗和宅

日比野晟宅

柘本治男宅

四、上之町二丁目一〇番地	紀平栄子宅
五、浦方町一八番地	伊藤政義宅
六、中之町	山車収蔵庫東側面
七、横町一〇番地	平野宅
八、池須町一一〇番地	井戸田・伊藤宅境
九、馬場町	西分団消防車車庫南側面
一〇、天王通一丁目七番地	足立治夫宅
一一、天王通二丁目二七番地	古市喜多雄宅
一二、本町四丁目三四番地	山田延政宅
一三、本町四丁目五三番地	佐藤勝宅
一四、船戸町四三番地	栗林丹三宅
一五、南本町一丁目三五番地	堀田栄二宅
一六、南本町二丁目	十王堂南側面
一七、南本町五丁目一七番地	横井千鶴子宅
一八、今市場町二丁目二四番地	伊藤文夫宅
一九、昭和町一丁目四〇番地	城敏克宅
二〇、天王通五丁目一四番地	伊藤重雄宅
二一、池越町	山車収蔵庫
二二、良王町二丁目一九番地	伊藤卓夫宅
○地上に降ろされた屋根神様の所在場所	浅井寛宅隣

二、寿町三三番地

浅井豊宅南

三、本町一丁目

市神社西

四、錦町一九番地

北脇俊雄宅隣

五、藤浪町二丁目五一番地

佐藤恵亮宅隣

六、天王通三丁目一三番地

地蔵堂東隣

○屋根神様の現状（一）

場所	一：橘町	社殿の構造	名 称	場所	一：橘町	社殿の構造	名 称	場所	三：上之町一丁目	社殿の構造	名 称	
金町四二番地	日比野景家屋根上	通し屋根三社型祠に高台を据える。祠の前に柱を立て妻入内反屋根を冠せて覆とし、腰の左右に飾りの木樋を以て囲む。高台は供物台を兼ねるものと思われる。また柱をつなく横柱は提灯をつり下げるものであろう。	屋根神様	橘町一丁目六八番地	安田宗和宅屋根上	通し屋根三社造、屋根銅板葺。社殿の上に覆屋根を設け、正面に提灯をつるす木枠を下げる。祠の台は供物台としている外、軒先から祠まで踏板を設けている。	秋葉さま	上之町一丁目四六番地	祐本治男宅（中島屋）屋根上	通し屋根三社造、屋根銅板葺。社殿の上に覆屋根を設け、正面に提灯をつるす木枠を下げる。祠の台は供物台としている外、軒先から祠まで踏板を設けている。	秋葉さま	上之町一丁目
沿革	昭和元年前後	祭 神	氏子区域	祭 神	沿革	創始年代	祭 神	氏子区域	祭 神	沿革	創始年代	
祭 神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	橘町一丁目・二丁目・三丁目	祭 神	不詳	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	金町	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	不詳	十月秋祭当日は供物、提灯をかけてお祭をする。四月に神札に祭り替えて供物をして祀る。なお祭り替え当日町内一同料理店にて会食する。	
祭 神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	橘町一丁目・二丁目・三丁目	祭 神	不詳	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	金町	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	不詳	妻入通し屋根三社造。ガラス開戸。社前庇裏に提灯をつるす木枠を常設する。	
祭 神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	橘町一丁目・二丁目・三丁目	祭 神	不詳	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	金町	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	不詳	特に呼称はなし	

沿革	祭祀の実状	社殿の構造	名 称	場所	沿革	祭祀の実状	社殿の構造	名 称	場所	沿革	祭祀の実状
沿革	祭祀の実状	社殿の構造	名 称	場所	沿革	祭祀の実状	社殿の構造	名 称	場所	沿革	祭祀の実状
沿革	祭祀の実状	社殿の構造	名 称	場所	沿革	祭祀の実状	社殿の構造	名 称	場所	沿革	祭祀の実状

四	： 上之町二丁目	場所	上之町二丁目一〇番地 紀平栄子宅屋根上	名稱	秋葉さん	社殿の構造	通し屋根三社造り。腰に高欄を巡らし、祠の台を供物台としている。また軒下に木枠をつり、提灯の掲揚場所としている。
祭神	氏子区域	創始年代	不詳	祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	上之町二丁目
五	： 浦方町	場所	浦方町一八番地 伊藤政義宅屋根上	祭祀の実状	町内に神社委員あり。一年の内、正月・四月・天王祭・秋祭の四回が大祭で、供物・提灯・かかり火をたき町民一同参拝する。祭の後で、神酒をいただく。また毎年伊勢・秋葉（円通寺）へ代参四名が詣って神札を受ける。伊勢詣り迎えの費用として毎月積み立てを行う。四月中旬御獄社社務所で町内一同が会食する。	沿革	不詳
六	： 中之町	場所	中之町 山車収蔵庫東側面	名稱	秋葉さん	社殿の構造	祭倉の側面に棚をつり神明造りの祠を置く。祠は更にトンボ赤壁の覆屋根を設ける。神棚の傍らに提灯など祭器具を治める箱を取り付ける他、アルミばしごなども常備している。
祭神	氏子区域	創始年代	明治時代	祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	中之町
七	： 横町	その他	以前は表通りのカネミツ電気器具店の屋根にあつたが、改築により伊藤定松宅と萬真ローソク店との中央屋根に移転。更に改築によつて現在の場所に移す。	祭祀の実状	毎月一日、十五日には当番が神酒など供物と燈明を上げる。三月下旬、伊勢と秋葉社（円通寺）へ代参。四月の一夜（不定）町内一同津島神社の楼門に集合、当番が祠へ神札を納めて祀る。	沿革	不詳
祭神	氏子区域	創始年代	毎月十七日に神酒を供え子供に菓子などを分ける。三月、	社殿の構造	白木折造り、屋根銅板葺。祠を更に板壁で囲み、その正面に提灯を掲げる設備をしている他、祠の台は供物台になつてている。	場所	浦方町

祭祀の実状	伊勢・秋葉（本社）へ代参を派遣し適当な日に祠へ納める。古くは正月元旦に行つた。伊勢参り迎えは今では行なわない。	六	： 中之町	場所	中之町 山車収蔵庫東側面	名稱	秋葉さん
祭神	氏子区域	創始年代	明治時代	祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	氏子区域	中之町
七	： 横町	その他	以前は表通りのカネミツ電気器具店の屋根にあつたが、改築により伊藤定松宅と萬真ローソク店との中央屋根に移転。更に改築によつて現在の場所に移す。	祭祀の実状	毎月一日、十五日には当番が神酒など供物と燈明を上げる。三月下旬、伊勢と秋葉社（円通寺）へ代参。四月の一夜（不定）町内一同津島神社の楼門に集合、当番が祠へ神札を納めて祀る。	沿革	不詳
祭神	氏子区域	創始年代	毎月十七日に神酒を供え子供に菓子などを分ける。三月、	社殿の構造	白木折造り、屋根銅板葺。祠を更に板壁で囲み、その正面に提灯を掲げる設備をしている他、祠の台は供物台になつてている。	場所	浦方町

場所	横町一〇番地 平野宅屋根上	名前	横町一〇番地 平野宅屋根上
社殿の構造	流れ造り、高欄付、屋根銅板葺。	名前	横町一〇番地 平野宅屋根上
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	名前	横町一〇番地 平野宅屋根上
氏子区域	横町	名前	横町一〇番地 平野宅屋根上
創始年代	不詳	沿革	正月、四月のお札迎え、十月秋祭当日の年3回氏子全員が参拝する。四月のお札迎えには伊勢へ二名、秋葉社(円通寺)へ二名が代参。神札を祠へ納める。祭典後には町内の大人で会食、子供には昼食と菓子を分ける。
祭祀の実状		八：池須町	
場所	池須町一一〇番地 井戸田宅と伊藤宅との境の屋根上	名前	池須町一一〇番地 井戸田宅と伊藤宅との境の屋根上
社殿の構造	妻入屋根、屋根檜皮葺。四枚折の板扉が付され横桟のカシヌキで閉じられている。内部は不明であるが、かなり大形でしかも立派な祠だから三社型の祠と思われる。祠の前の下段に電灯3個を取り付けているのは燈明であろう。	名前	秋葉様
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	名前	秋葉様
氏子区域	池須町	名前	秋葉様
祭祀の実状		九：馬場町	
場所	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
社殿の構造	ガラスの開き扉の付いた銅板葺箱型の覆屋の中に神明造り屋根違い三社型の祠を据える。祠前は供物台。	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
氏子区域	馬場町	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
創始年代	不詳	沿革	四月の伊勢詣り迎えに先立ち、伊勢へ二名、秋葉社(円通寺)へ代参二名が参拝して神札を迎える。ただし、伊勢へは隔年町内総詣りする。このため伊勢代参は隔年となる。四月神札の祀り替えをして、大祭を行い祭典後現場にて会食する。以前は天王川畔で会食したが、近年この桜が立派になつたため変更した。
祭祀の実状		一〇：天王通一丁目	
場所	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
社殿の構造	木造木枠南面の台上に入母屋、屋根銅板葺の覆屋を据え、棟違い三社型祠を据える。また木土槽の左に木造二本柱、屋根銅板葺の屋形があるが、ここには提灯をつるす。	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
氏子区域	不詳	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
祭祀の実状	毎月各班が担当して一日、十五日に神と供物を供える。伊勢詣りは津島神社の参宮団に二名が参加する。また秋葉社(円通寺)へは代参二名が参拝して、神札を受けて	沿革	現在の場所に遷し、昭和六十一年十一月新社殿を設けた。

場所	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
社殿の構造	ガラスの開き扉の付いた銅板葺箱型の覆屋の中に神明造り屋根違い三社型の祠を据える。祠前は供物台。	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
氏子区域	馬場町	名前	馬場町 西分団の消防自動車庫南側面
創始年代	不詳	沿革	四月の伊勢詣り迎えに先立ち、伊勢へ二名、秋葉社(円通寺)へ代参二名が参拝して神札を迎える。ただし、伊勢へは隔年町内総詣りする。このため伊勢代参は隔年となる。四月神札の祀り替えをして、大祭を行い祭典後現場にて会食する。以前は天王川畔で会食したが、近年この桜が立派になつたため変更した。
祭祀の実状		一〇：天王通一丁目	
場所	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
社殿の構造	木造木枠南面の台上に入母屋、屋根銅板葺の覆屋を据え、棟違い三社型祠を据える。また木土槽の左に木造二本柱、屋根銅板葺の屋形があるが、ここには提灯をつるす。	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
氏子区域	不詳	名前	天王通一丁目七番地 足立治夫宅三階ベランダ
祭祀の実状	毎月各班が担当して一日、十五日に神と供物を供える。伊勢詣りは津島神社の参宮団に二名が参加する。また秋葉社(円通寺)へは代参二名が参拝して、神札を受けて	沿革	現在の場所に遷し、昭和六十一年十一月新社殿を設けた。

帰ると町内一同参拝して神札を祠に納め神酒を戴く。

祭 神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	天王通一丁目
創始年代	不詳
奉祀の実状	毎月一日・十七日には神を替えて供物を供える。大祭は正月と四月。四月伊勢詣り迎えに先立ち、伊勢へ二名、秋葉(円通寺)へ二人が代参して神札を受ける。祀り替えをし、大祭を行う。供物を供えて町民一同参拝の後に会食する。
沿革	六十年前から足立宅に祀られているが、昭和六十年同家が三階建洋風に改築されたのを機会に社殿を造り替えた。三階ベランダに祀ることになり、昭和六十年十一月鎮座祭を行った。
一一：天王通二丁目	
場所	天王通二丁目三七番地 古市喜多雄宅屋根上
名称	屋根神様
社殿の構造	妻入柿葺屋根、四枚折板扉。社櫓は不明。トタンの覆屋根が冠せてある。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	天王通二丁目
創始年代	不詳

祭 神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	本町四丁目(A)
創始年代	通開通後は山セ醤油店(現在協和銀行駐車場)の屋根上に移り、更に昭和二十五年頃現在の場所に移る。
祭 神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	本町四丁目(B)
創始年代	Aによる
祭祀の実状	
場所	本町四丁目三四番地 山田延政宅屋根上
名称	町内の神様
社殿の構造	妻入屋根觀音開き板扉祠。屋根上に高台を設けて祠を据えている。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	本町四丁目
創始年代	不詳
祭祀の実状	平素は祠の世話を山田宅が行っている。正月・四月・十月の年三回供物を供えて町民一同参拝の上、ご神酒をいただく。四月には伊勢へ代参八名(班長六名・役員二名)、秋葉社(円通寺)へ同じく八名が参拝して神札を受けて帰る。
沿革	本町四丁目は厨子町・中島町が合併してできた町のため町内に祠が二か所祀られている。
一一：天王通二丁目	
場所	天王通二丁目三七番地 古市喜多雄宅屋根上
名称	屋根神様
社殿の構造	妻入柿葺屋根、四枚折板扉。社櫓は不明。トタンの覆屋根が冠せてある。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	天王通二丁目
創始年代	不詳
祭祀の実状	毎月一日・十七日には神を替えて供物を供える。大祭は正月と四月。四月伊勢へ一名、秋葉神社(円通寺)へ一名が代参して神札を受けて祀り替える。毎年正月と秋祭の二度が大祭で供物を供え町民一同参拝する。ただし、伊勢詣り迎えの会食は行わない。
沿革	六十年前から足立宅に祀られているが、昭和六十年同家が三階建洋風に改築されたのを機会に社殿を造り替えた。三階ベランダに祀ることになり、昭和六十年十一月鎮座祭を行った。
一二：本町四丁目(A)	
場所	本町四丁目三四番地 山田延政宅屋根上
名称	町内の神様
社殿の構造	妻入屋根觀音開き板扉祠。屋根上に高台を設けて祠を据えている。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	本町四丁目
創始年代	不詳
祭祀の実状	毎月一日・十七日には神を替えて供物を供える。大祭は正月と四月。四月伊勢へ一名、秋葉神社(円通寺)へ一名が代参して神札を受けて祀り替える。毎年正月と秋祭の二度が大祭で供物を供え町民一同参拝する。ただし、伊勢詣り迎えの会食は行わない。
沿革	六十年前から足立宅に祀られているが、昭和六十年同家が三階建洋風に改築されたのを機会に社殿を造り替えた。三階ベランダに祀ることになり、昭和六十年十一月鎮座祭を行った。
一二：本町四丁目(B)	
場所	本町四丁目五三番地 佐藤勝宅二階ベランダ
名称	町内の神様
社殿の構造	板宮造り、銅板葺
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	本町四丁目
創始年代	不詳

沿革 Aによる

一四：船戸町第五班

場所	名稱	社殿の構造	祭神	氏子区域	創始年代	祭祀の実状
船戸町四三番地 栗林丹三宅屋根上	秋葉様	上層母屋（垂木下）に内祭用一社神祠をつり下げ、下層屋根の上に木箱を置いて供物台としている。	秋葉大神	船戸町第五班	不詳	毎月十七日に二名が交替で供物を供えてかがり火をたく。正月元旦早朝、代参が秋葉社（円通寺）へ詣り、帰つて町内の氏神白山社の元旦祭に参拝する。その後班の人はこの祠に供物を供えて詣る。
南本町一丁目	南本町一丁目三五番地 堀田栄二宅南側面	町内神様	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	南本町二丁目	不詳	一日・十五日に当番が榊・神酒を供える。四月初旬伊勢ヘ二名、秋葉神社（円通寺）へ一名の代参が参拝してお札を納める。旧来の伊勢詣迎えの代わりに近年は日帰りのバス旅行をする。十王堂の盆行事・秋祭の獅子などは子供中心にこの社前で催し菓子などを与える。
南本町一丁目	南本町一丁目	不詳	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	南本町一丁目	不詳	以前、ここに消防小屋があり、その側面に神棚を設けて祀つたが、数年前取り払われたので祠を移動した。
南本町一丁目	南本町一丁目	不詳	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	南本町一丁目	昭和初年	各班交替で毎月一日に伊勢大神、十七日には秋葉大神に榊を替え神酒を供える。四月伊勢ヘ代参六名、秋葉社（円通寺）へ六名が詣り、受けたお札を祀る。伊勢参り迎えは町内の寺で会食する。

沿革 以前は伊勢のお社と秋葉の社とは別々に祀っていたが、現在は同所に並べて祀っている。

一六：南本町二丁目

場所	名稱	社殿の構造	祭神	氏子区域	創始年代	祭祀の実状
南本町二丁目 共栄寺に隣接する十王堂南側面	特別に呼称はなし。	三社神棚を安置して祀る。祠の前は榊や供物などの棚として用いる。なお、箱には両開きのガラス戸を付ける。	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	南本町二丁目	不詳	一日・十五日に当番が榊・神酒を供える。四月初旬伊勢ヘ二名、秋葉神社（円通寺）へ一名の代参が参拝してお札を納める。旧来の伊勢詣迎えの代わりに近年は日帰りのバス旅行をする。十王堂の盆行事・秋祭の獅子などは子供中心にこの社前で催し菓子などを与える。
南本町五丁目一七番地 横井千鶴子宅屋根上	町内神社	妻入内反屋根、通し屋根三社型式	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	南本町五丁目	昭和初年	以前、ここに消防小屋があり、その側面に神棚を設けて祀つたが、数年前取り払われたので祠を移動した。
南本町五丁目	南本町五丁目	不詳	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	南本町五丁目	不詳	各班交替で毎月一日に伊勢大神、十七日には秋葉大神に榊を替え神酒を供える。四月伊勢ヘ代参六名、秋葉社（円通寺）へ六名が詣り、受けたお札を祀る。伊勢参り迎えは町内の寺で会食する。

祭祀の実状		沿革	
場所	名稱	場所	名稱
今市場町二丁目二四番地 伊藤文夫宅（神守屋）屋根上	秋葉さま	今市場町二丁目二四番地 伊藤文夫宅（神守屋）屋根上	秋葉さま
社殿の構造	通りに面して店の看板があるため、祠の存在は道路の反対側から屋根が見える程度である。御神体は神像で、二重に箱（厨子か）に納められているという。	社殿の構造	通りに面して店の看板があるため、祠の存在は道路の反対側から屋根が見える程度である。御神体は神像で、二重に箱（厨子か）に納められているという。
祭神	秋葉大神（神像）	祭神	秋葉大神（神像）
氏子区域	今市場町二丁目第一班	氏子区域	今市場町二丁目第一班
創始年代	不詳	創始年代	不詳
祭祀の実状	毎月旧暦十六日には店の軒先に提灯を点燈する。旧暦十一月十六日前後の日曜日には、御神体の箱（祠）を氏神大土社の社務所へ運び、神酒・餅・みかんなど配りやすい品々を供えて僧侶に読經してもらう。班の一組が参拝の後会食する。以前は道路で毎月かがり火をたいたが今は行わない。	祭祀の実状	古くからここに祀られている
沿革		沿革	

祭祀の実状		沿革	
場所	名稱	場所	名稱
天王通五丁目一四番地 伊藤重雄宅二階室内	町内神様	天王通五丁目一四番地 伊藤重雄宅二階室内	町内神様
社殿の構造	もとは伊藤重雄宅の屋根上に祀られていたが、家屋模様替えにて屋根は無くなり、今は二階の部屋内に天王通に面して南向に祀られている。通し屋根三社の祠と思われる。平素祠前に社名の提灯がつり下げられている。	社殿の構造	もとは伊藤重雄宅の屋根上に祀られていたが、家屋模様替えにて屋根は無くなり、今は二階の部屋内に天王通に面して南向に祀られている。通し屋根三社の祠と思われる。平素祠前に社名の提灯がつり下げられている。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神	祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	天王通五丁目	氏子区域	天王通五丁目
創始年代	不詳	創始年代	不詳
祭祀の実状	毎月一日伊藤宅が榊を替え神酒を供える。正月・四月お札迎え。十月の秋祭には供物を供えて町内一同参拝する他、四月のお札迎えには町内一同参拝の上、料理店にて会食する。	祭祀の実状	古くからここに祀られている
沿革		沿革	

沿革	もとは常楽寺南赤堀宅の屋根上に祀られていたが、昭和三十八年から伊藤宅が預かって祀る。
----	--

二一：池駄町東組

場所	池駄町 山車収蔵庫に仮安置している。
名称	町内神様
社殿の構造	従来同町三輪宅屋根に祀られていたが、家屋普請にて祠を下ろし現在に至っている。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	池駄町東組
創始年代	不詳
祭祀の実状	毎月一日・十五日には神を替え神酒を供える。正月と4月のお札迎えには供物を供えてかがり火をたき東組全員が参拝する。お札迎えは伊勢へ四名、秋葉社（円通寺）へ二名が参拝してお札を受け祀り替える。ただし、伊勢詣り迎えの会食は行わない。
沿革	不詳

二二：良王町二丁目

場所	良王町二丁目一九番地 伊藤卓夫宅屋根上
名称	氏神様
社殿の構造	妻入、内祭用箱宮三社型、外扉ガラス張
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	良王町一丁目・二丁目
創始年代	昭和八年頃
祭祀の実状	正月・十月の二度大祭を行う。正月には津島神社神職を迎えて新年祭を行う。終戦以前は伊勢・秋葉社へ代参が
沿革	不詳
祭祀の実状	正月・四月（伊勢詣り）・十月（秋祭）の年三回大祭を行って町内一同参拝する。ただし四月には大祭に先立ち伊勢へ町内各班から一名、秋葉社（円通寺）へ二名代事が参拝して神札を受けて帰り祀り替える。町内一同天王川畔にて伊勢詣り迎えの会食をする。
沿革	以前は浅井寛宅屋根に祀ったが地上に移転。

□現在は地上に祀られている社
一：高屋敷町

沿革	詣つたが今では行かない。
----	--------------

沿革	祭祀の実状	四：錦町	場所	四：錦町	沿革	方法に改められたものと思われる。
沿革	毎月十七日に子供会が主となって菓子を供えて詣り、菓子は子供に分ける。三月、伊勢へ代参二名が参拝して神札を受けて帰り、四月大祭を行つて町内一同参拝した後、町内総会を兼ねて会食する。十二月代参二名が秋葉本社へ詣つて神札を受けて帰り、津島神社神職を迎えて神札を納めた上、大祭を行い町民一同参拝の後会食する。	不詳	毎月十七日に子供会が主となって菓子を供えて詣り、菓子は子供に分ける。三月、伊勢へ代参二名が参拝して神札を受けて帰り、四月大祭を行つて町内一同参拝した後、町内総会を兼ねて会食する。十二月代参二名が秋葉本社へ詣つて神札を受けて帰り、津島神社神職を迎えて神札を納めた上、大祭を行い町民一同参拝の後会食する。	毎月十七日に子供会が主となって菓子を供えて詣り、菓子は子供に分ける。三月、伊勢へ代参二名が参拝して神札を受けて帰り、四月大祭を行つて町内一同参拝した後、町内総会を兼ねて会食する。十二月代参二名が秋葉本社へ詣つて神札を受けて帰り、津島神社神職を迎えて神札を納めた上、大祭を行い町民一同参拝の後会食する。	毎月十七日に子供会が主となって菓子を供えて詣り、菓子は子供に分ける。三月、伊勢へ代参二名が参拝して神札を受けて帰り、四月大祭を行つて町内一同参拝した後、町内総会を兼ねて会食する。十二月代参二名が秋葉本社へ詣つて神札を受けて帰り、津島神社神職を迎えて神札を納めた上、大祭を行い町民一同参拝の後会食する。	毎月十七日に子供会が主となって菓子を供えて詣り、菓子は子供に分ける。三月、伊勢へ代参二名が参拝して神札を受けて帰り、四月大祭を行つて町内一同参拝した後、町内総会を兼ねて会食する。十二月代参二名が秋葉本社へ詣つて神札を受けて帰り、津島神社神職を迎えて神札を納めた上、大祭を行い町民一同参拝の後会食する。

○屋根神様の現状（二）

五：藤浪町二丁目

場所	藤浪町二丁目
名称	藤浪町二丁目五二番地 佐藤恵亮宅隣
社殿の構造	板宮造り、屋根トタン葺。社殿の側面を木柵で囲み、正面は両開きの立柱扉をつける。社殿の正面に道路に沿って四本柱トタン葺の屋形を設け、提灯の献燈場所にあてる。
祭神	伊勢大神・津島大神・秋葉大神
氏子区域	藤浪町二丁目
創始年代	初め藤浪町二丁目の前野政治宅の屋根に祀られたが、その後佐藤敷一宅に移り、昭和三十九年地上に祠を設けて移転した。
祭祀の実状	毎月一日・十五日に神を替え供物を供える。正月・四月・十月の三回大祭を行う。大祭には町内一同が参拝する。四月には伊勢ヘ二名、秋葉社ヘ二名が代参して神札を迎えて祀り替える。伊勢詣り迎えの会食は四十年代の半ばまで行っていた。
沿革	

参考文献

- ・『名古屋市における屋根神様とその起源』近藤宗光著、名古屋郷土文化会刊
- ・『屋根神様をさぐる 津島の屋根神様』弥富高等学校郷土研究部



2. 金町



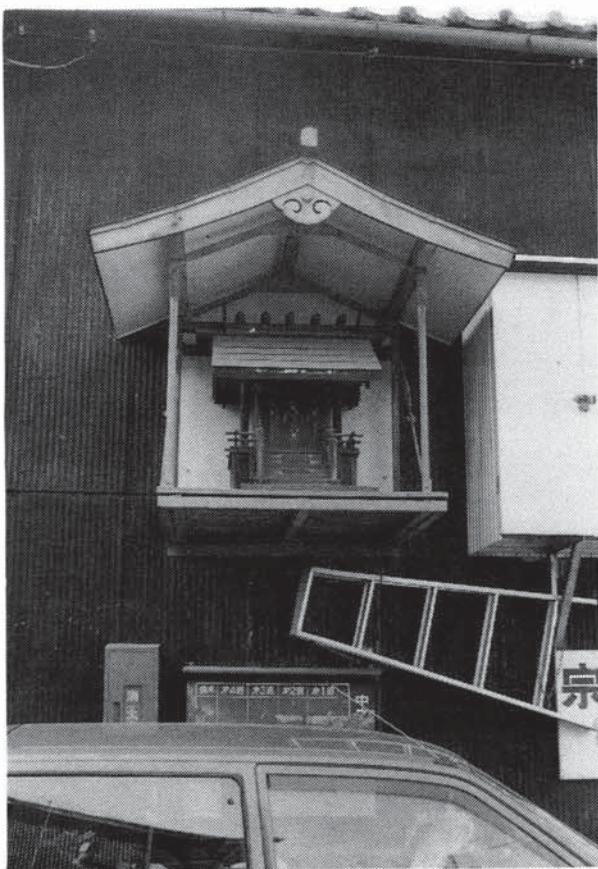
1. 橋町1丁目



4. 上之町2丁目



3. 上之町1丁目



6. 中之町



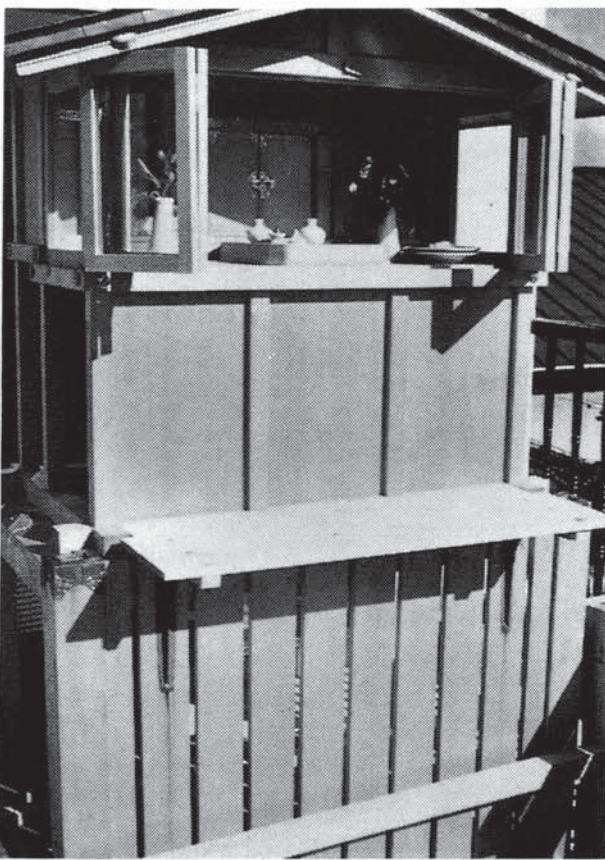
5. 浦方町



8. 池須町



7. 横町



10. 天王通1丁目



9. 馬場町



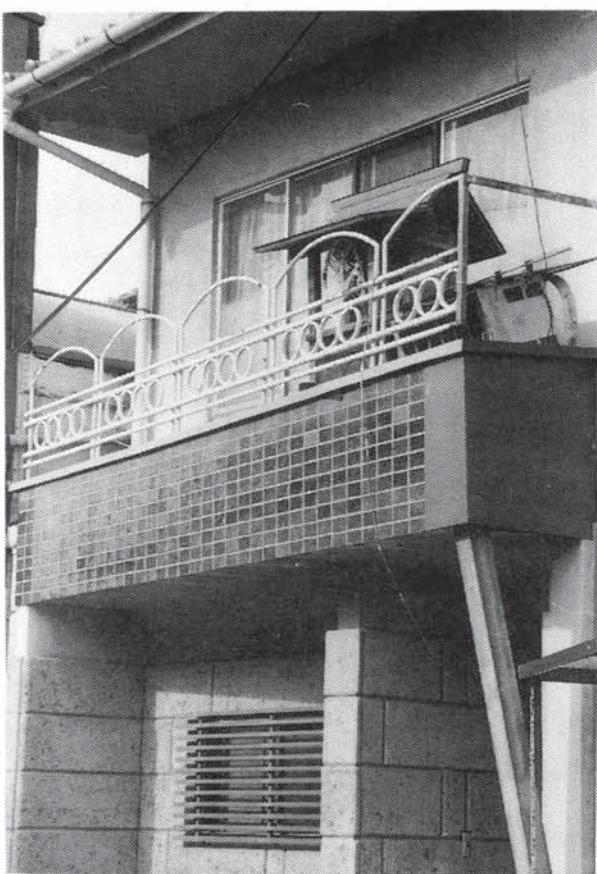
12, 本町 4 丁目



11, 天王通 2 丁目



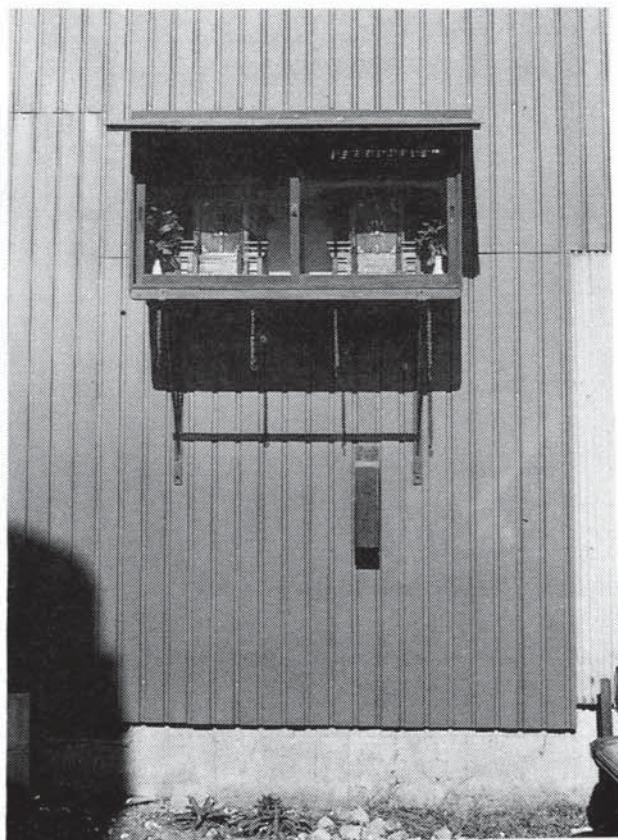
14, 船戸町



13, 本町 4 丁目



16, 南本町2丁目



15, 南本町1丁目



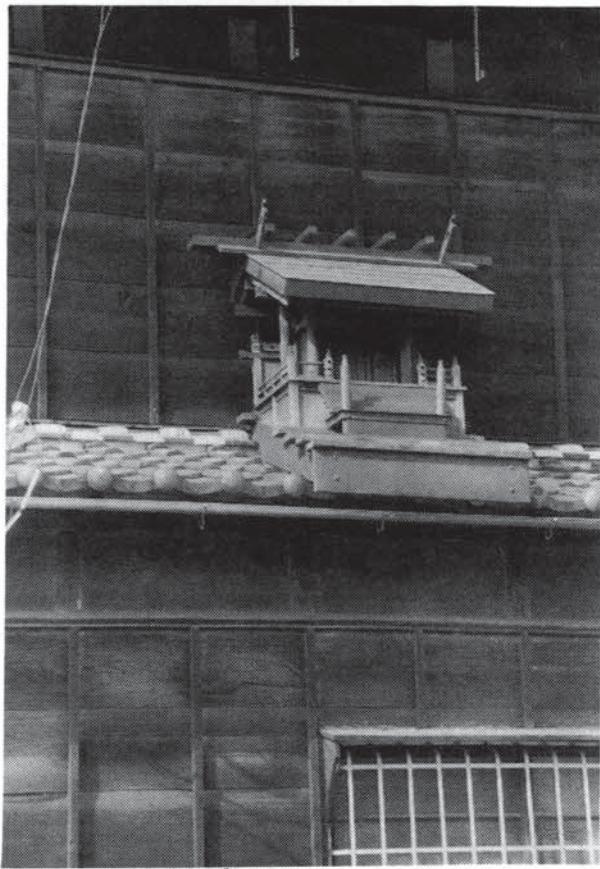
18, 今市場町2丁目



17, 南本町5丁目



20. 天王通 5 丁目



19. 昭和町 1 丁目



22. 良玉町 2 丁目



21. 池 麋 町

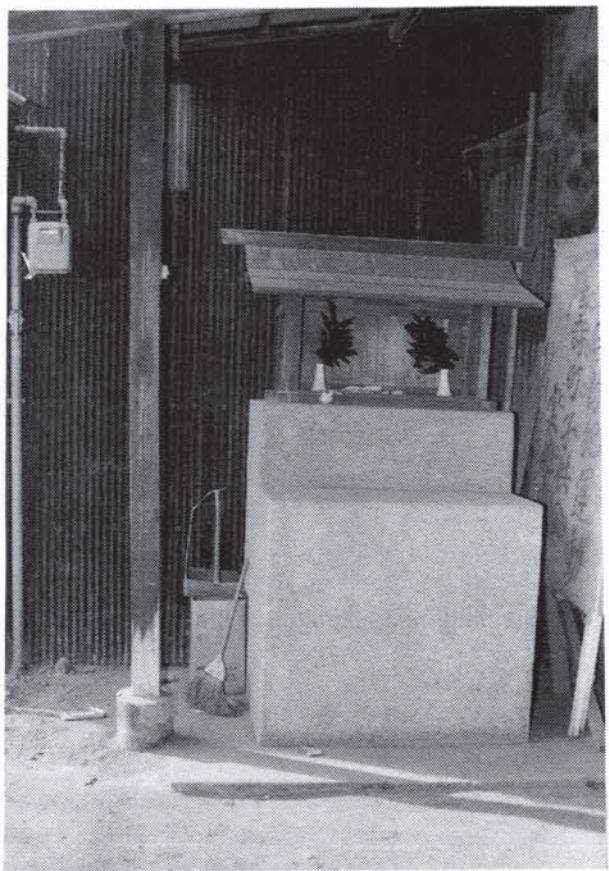


口 地上に降ろされた屋根神様

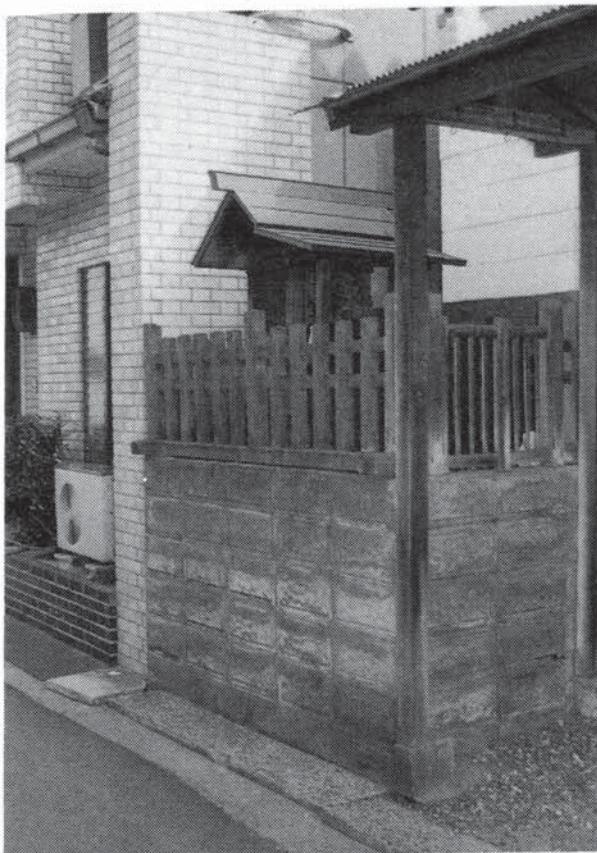
1. 高屋敷町



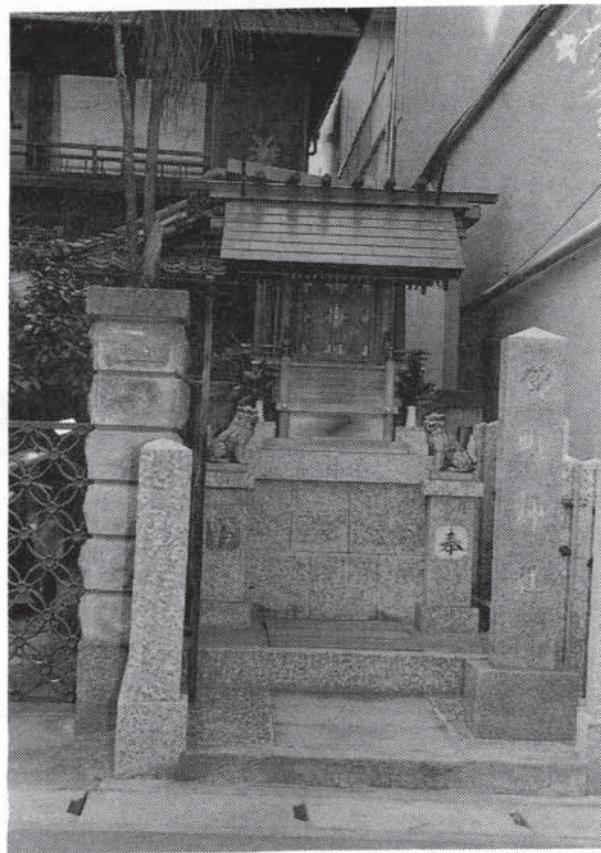
3. 本町1丁目



2. 寿町

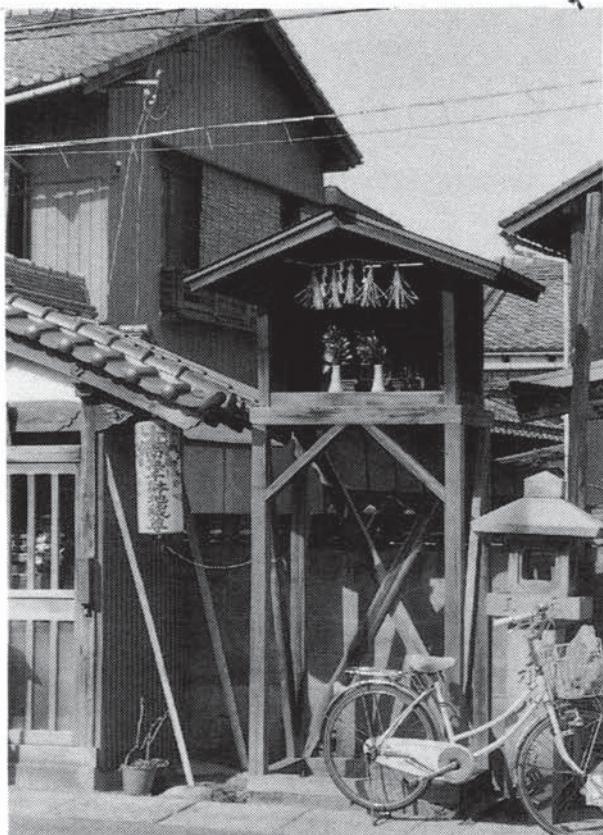


5. 藤浪町 2 丁目



4. 錦町

※ 橋町一丁目の屋根神様は昭和六十三年、他に移された。



6. 天王通 3 丁目



天王橋について

樋 田 豊

一 名称

天王橋、津島大橋などと称された。

二 天王橋の記録について（一五二六、一七八六）

大永六年（一五二六）宗長手記に現れ、天明六年（一七八六）全く取り扱われた。

A 近世初期の記録

① 大永六年（一五二六）、連歌師宗長手記に「橋あり三町あまり勢田の長橋よりは猶遠かるべし…」とある。

② 天文九年（一五四〇）、牛頭天王講式（興禪寺藏）に「御橋上に行幸なり…」とあり神葭の神事の折、大橋での行事のことを記している。

③ 弘治四年（一五五八）、筏場車大祭記録に「かつさ殿橋の上に御座候・御見物・女房達橋坊主のうらに棧敷を打…」とある。領主（藩主）の津島祭礼見物は信長、福島正則など天王橋上にて観覧しているが名古屋築城後の尾張藩主徳川義直以降は船上にて観覧するのを例とした。

④ 永禄四（一五六一）、筏場車記録に「橋よわく候て、はしの中程

よりおち申候人式人相果申候 其外きつつきて人二・三十人程御座候…」とあり、死者二名、負傷者一～三十人があつたことを記し、天王橋の大きかったことを推測することができる。

以降、しばしば天王橋の記録がでてくるが十六世紀には長大な橋が存在していたことを示している。

⑤ 天正二十年（一五九二）、徳永寿昌の「天王社置目」（十五か条）

にも天王橋について触れている。

B 江戸初期の記録

① 慶長十一年六月五日、「定橋ちん（質）の事」を記しており、橋を渡る折、橋賃を徵収していたことがわかる。

この頃、橋の五郎兵衛（津島社家堀田五郎兵衛・神官家堀田番頭太夫の一族）によって天王橋が新築された模様である。（木曾山中より木材を運んだようであるが、木曾山が尾張藩主領になるに及んで、木材の搬出が不可能になつたと記している。）

② 以後たびたび、橋賃のこと、修理のことについて記録しているが主要と思われるものの若干を記載する。

天王橋の修理 寛永十二年（一六三五）、十五、十七、二十一
年

③ 正徳元年（一七一二）、津島橋奉行星野三四郎 同勘左衛門

④ 享保十八年（一七三三）、大修理 四月十九日～五月二十六日

大工等二七三〇人 船一六三艘 材木（長さ五間以下四〇三本）

等記録している。

また、橋修理のための橋金の借用も記録を多く残している。貞

享五年（一六八八）以降 元禄・宝永・正徳等の記録。（別紙参考照）

C 橋の撤去について

天王川上流諸川の整備と逆潮の被害により天王橋の撤去が行われた。

① 宝暦九（一七五九）～十年 天王橋の撤去・橋跡五個の閘門設置。水門抜け二五間の天王橋を再設置。

② 天明三年（一七八三）水門抜け橋も墜ちる。

③ 天明四年（一七八四）船橋を設く。

④ 天明六年（一七八六）大堤完成（完全に天王橋はなくなつた。）

三 天王橋の形状など

木橋、桁橋（図参照）であつた。

① 大永六年（一五二六）、長さ三町あまりと記す。勢田の大橋よりも遠いと記している。天正十三年（一五八五）の七〇日以上に及ぶ大地震、翌天正十四年六月の大洪水に伴う木曾川主流の大変遷、また慶長年間ににおける古木曾川諸流の整理工事等により大きな変化があつたと思われる。津島天王社がこの頃まで海西郡に属していたことからも主要な川の流路の変化がうかがわれる。

② 江戸中期（十八世紀前半）にあつては、長さ七〇間（一一六丈）、幅三間（五・四丈）程の大橋であつたと思われる。

元禄図（一七〇一） 長さ六八間と記す。

享保十八年（一七三三）記録 長さ七一間。（西詰にて二間築出、中杭八本新規立 枝一〇本新木と記す。）

元文年間以前（一七四〇） 長さ七二間。

延享津島図（一七四八） 長さ七〇間、幅三間と記す。

③ 撤去に当たつて

明和四年（一七六七）二五間の橋を再築。

天明四年（一七八四）船橋を作る。

参考

ア 日本の三大橋

宇治の大橋（八三間）、瀬（勢）田の唐橋（織田信長の時、長さ八〇間、幅四間）、淀川の山崎橋

イ 東海道筋の大橋

浜名橋、矢矧（矢作）橋（長さ二〇八間、橋杭七〇本余）、吉田（豊橋・豊川）橋があげられる。

ウ 竣工年について

名古屋納屋橋（慶長十五年）、枇杷島橋（元和八年）、江戸日本橋（慶長八年）

四 屏風絵などから見た天王橋

津島祭屏風の中には、天王橋が描かれているものが多く、絵巻、版画などにも描かれている。

① 大橋家屏風では、宵祭・朝祭ともに橋上の左右に十人ずつの警固の武士が着座し、中央ならびに左右には数人ずつの役人が警固についている。橋上に二十数人の武士を描いている。

② 伊藤家屏風では、橋上に二騎の馬が描かれており、その他、上記同様に二十数人の警固の武士が着座し描かれている。

③ 徳川美術館所蔵屏風では大きく天王橋を描き、多くの武士が橋上に着座警固しているが、向島側岸には六、七段に石垣が築き上げられている。

④ 張州雑志では神葭祭における津島大橋の上に多くの群衆を描いている。

五 その他

① 宗長手記に「橋のもとより、舟十余艘かざりて…」とあり（大永六年・一五二六）また、富士見道記（永禄十年八月・一五六七）に橋の上にて月に嘯きて醉中に狂句、「月こそ都さぞなんの今夜かな」の句を記載している。

② 江戸中期頃までは、津島社の神輿が五月五日の祭典に天王橋まで御幸があり、祭典が終わって天王橋の東西から印地打ち（石合

戦）をするのを例としていた。

③ 元禄・享保の頃には、天王橋の西から東端の詰まで小娘や子守女が橋上にて遊び楽しむことが多かつたと伝えている。

④ 天王橋の撤去が成功せず、再び二五間の橋を再築竣工した折、堀田木吾が俳諧を興行し、師匠の横井也有、白尼らからも句を寄せられている。

句の例

「橋成りて渡初ありほととぎす」 李言

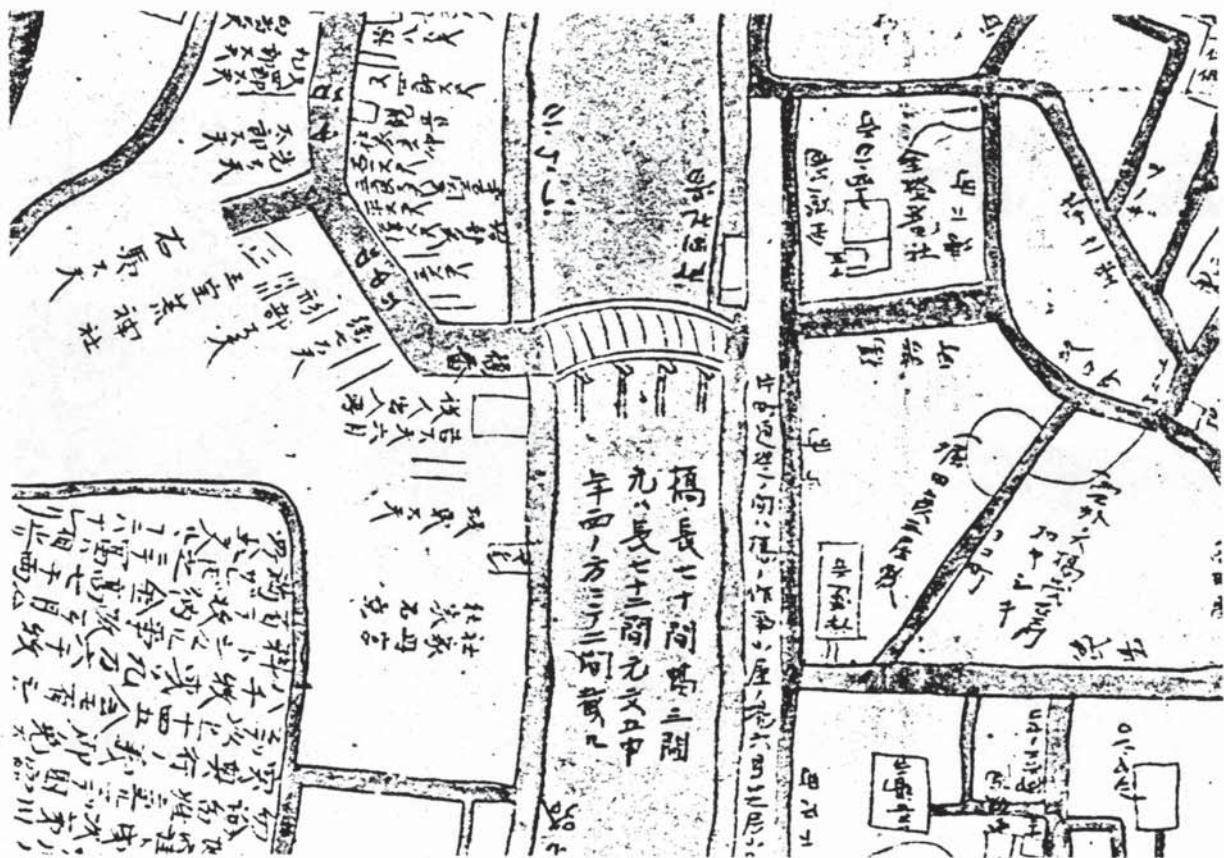
「かけて頼む橋や御祓の川通」 雲翅

「橋からも燈しはゆるや船祭」 右馬

「祭見に来よとや橋の津島笛」 八十一翁老児

⑤ 「橋の五郎兵衛」について

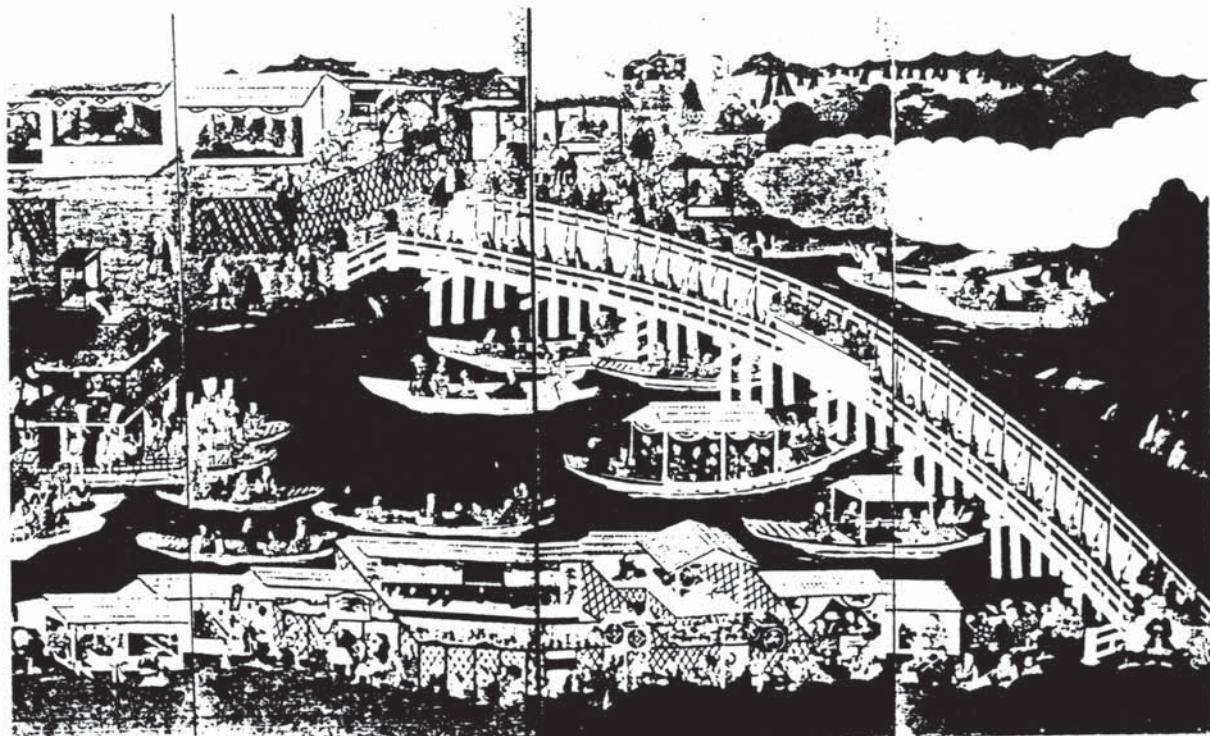
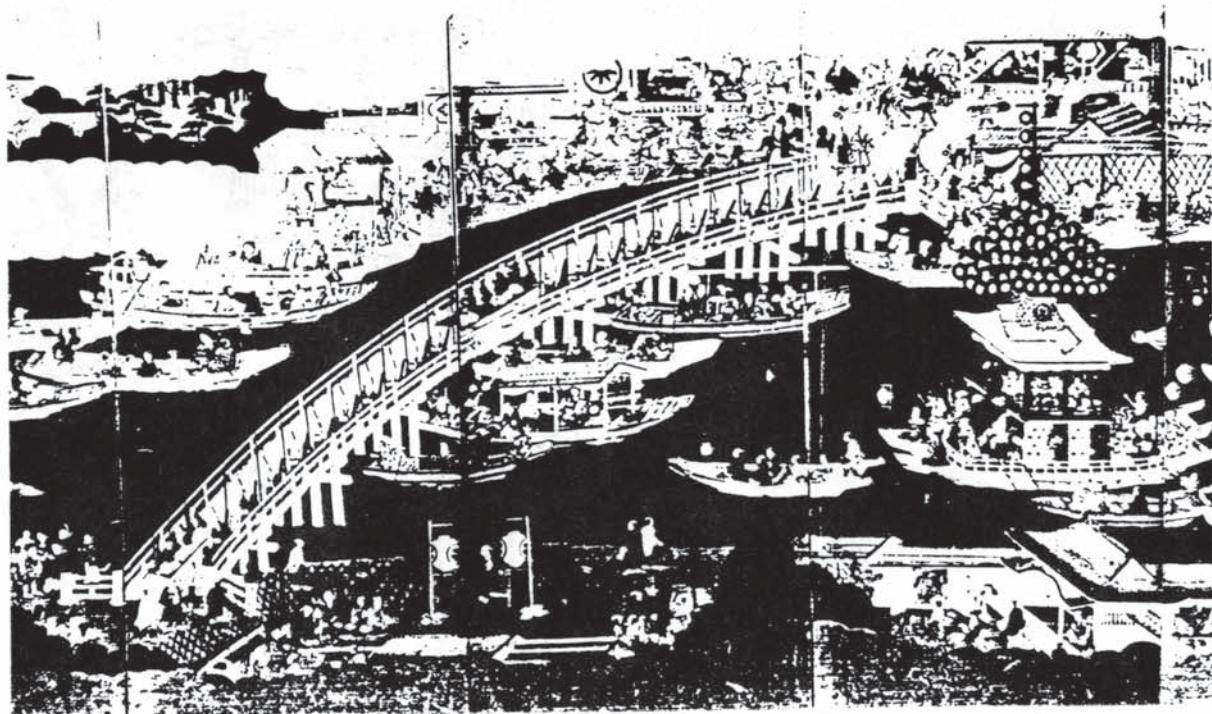
江戸初期、津島神社神官堀田番頭太夫の一族として活躍し、しばしばその名が現われている。ことに江戸初期頃の津島天王橋の建設者と伝えられ、また市神社も彼の控社であつたとも伝えられるが、その後、名古屋に出て、社家をやめ活躍したようである。しかし、晩年は明確でない。江戸中期の堀田三太夫之邑もその名を記すのみである。なお、居宅は天王橋南際近くにあつたようである。



付図1、「尾張国海西郡津島之図」に描かれた天王橋・延享五年（善福寺所蔵）

付 図

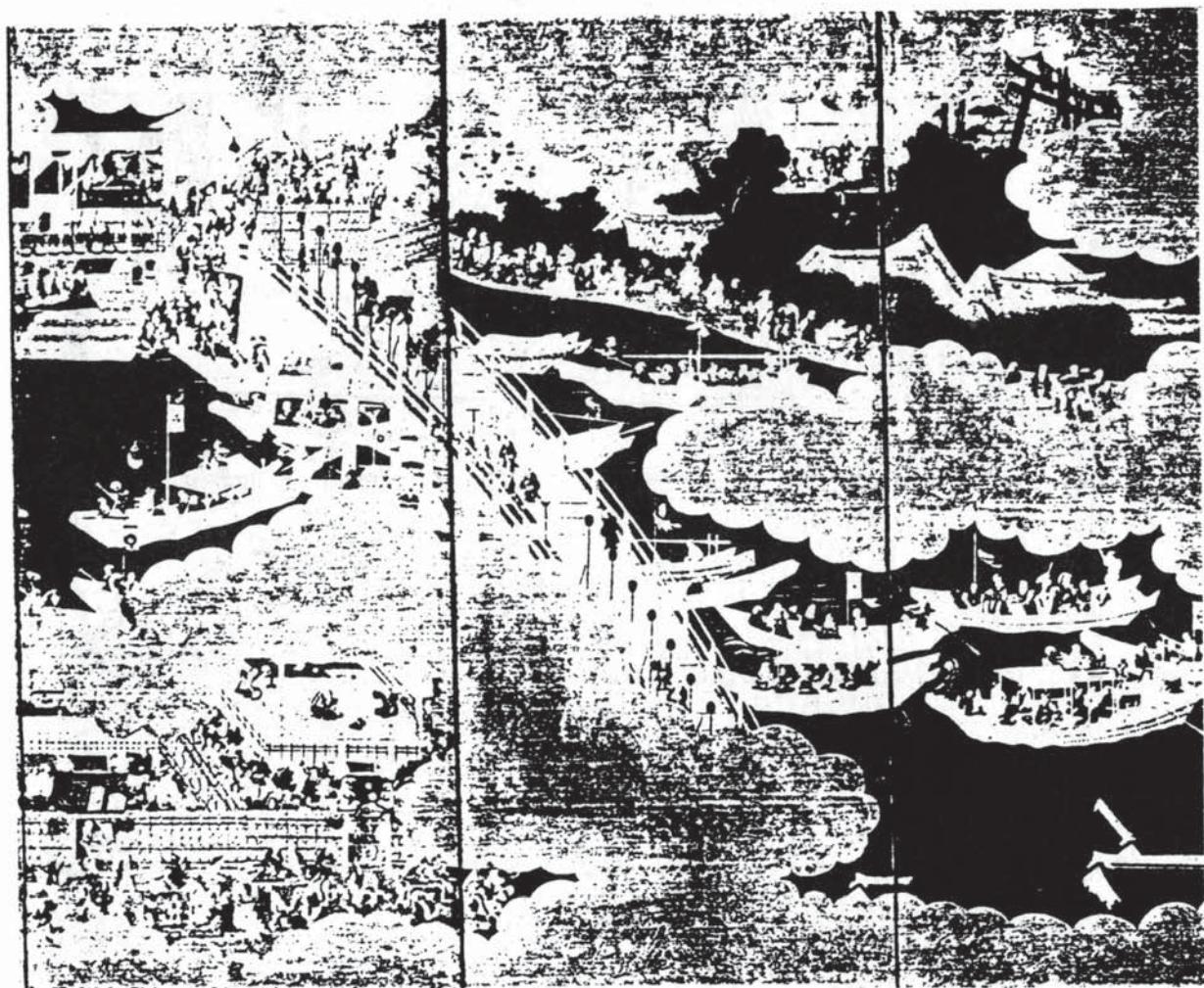
- 一、「尾張国海西郡津島之図」に描かれた天王橋（延享五年）
- 二、津島祭屏風に描かれた天王橋
- 三、津島祭屏風に描かれた天王橋
- 四、津島祭屏風に描かれた天王橋
- 五、張州雜志所載の宵祭図
- 六、津島祭絵巻に描かれた天王橋
- 七、津島祭版画に描かれた天王橋
- 八、張州雜志所載の神葭神事の図
- 九、古文書・「津島橋金の事」（享保五年）



付図2、津島祭屏風に描かれた天王橋

橋上の左右に各十人の武士（役人）が弓・鉄砲を立てて警護。橋上中央、左右の端にも数人ずつの役人が警護している。

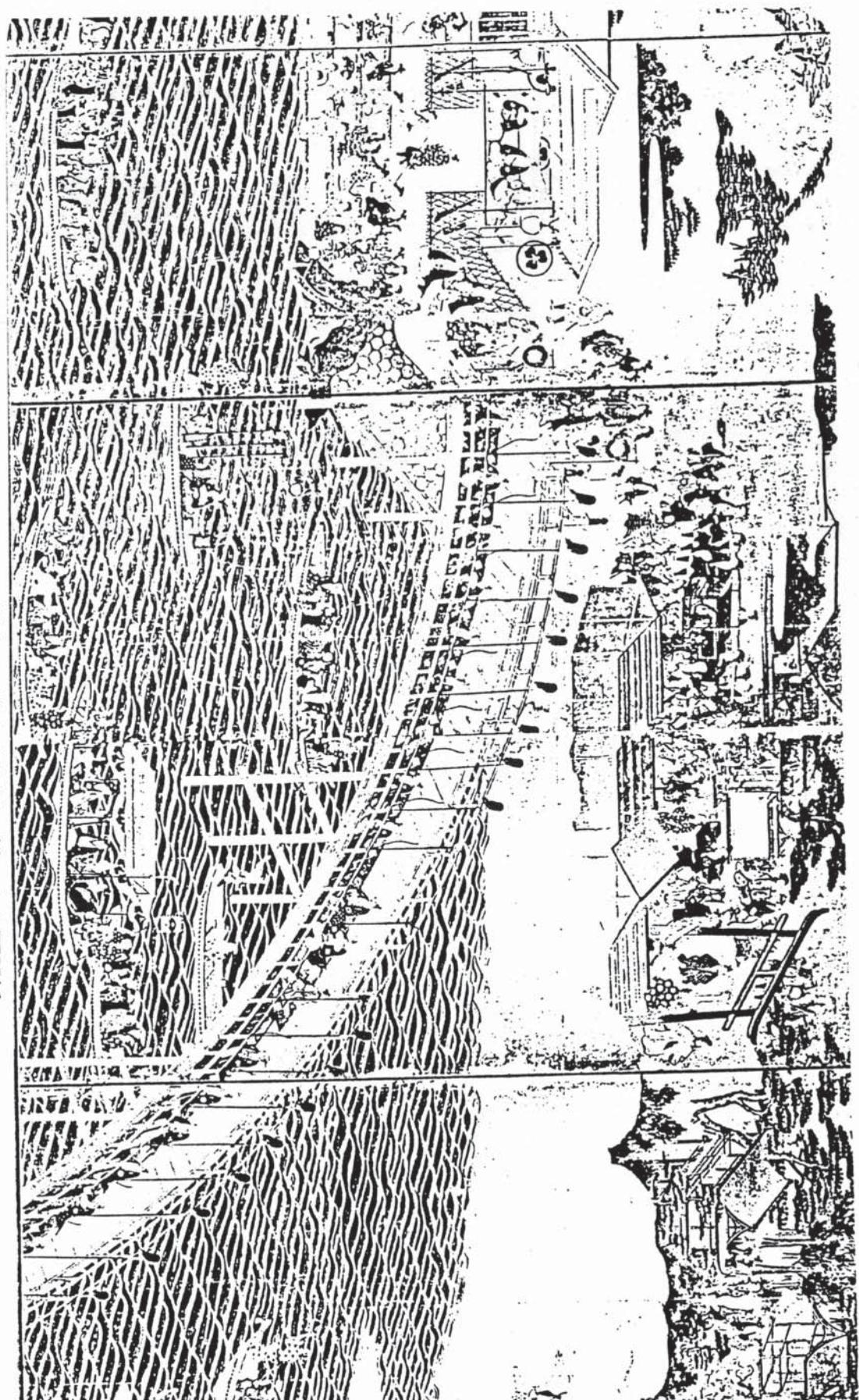
（大橋家所蔵）



付図3、津島祭屏風に描かれた天王橋

橋の西方に駒が二匹描かれている。

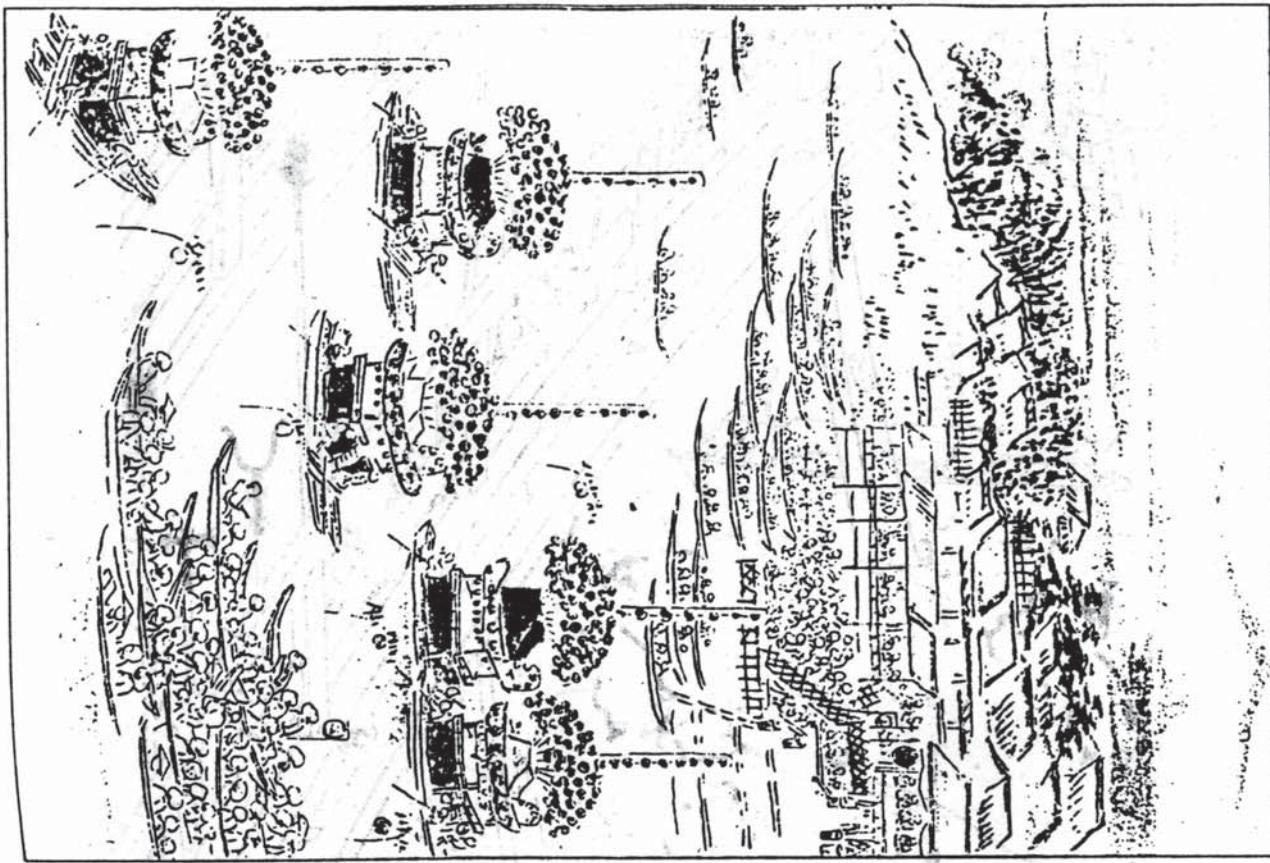
(伊藤家所蔵)

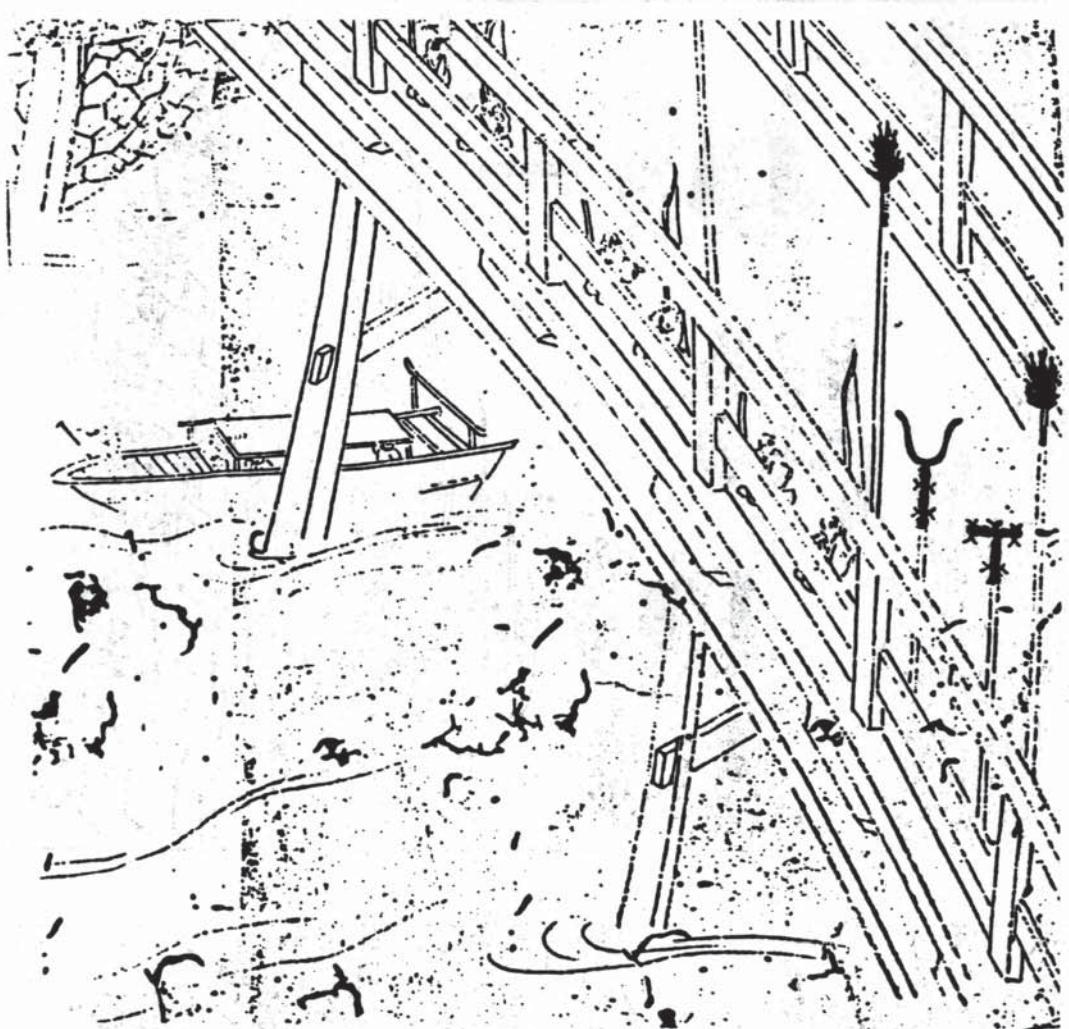


付図4、津島祭屏風に描かれた天王橋

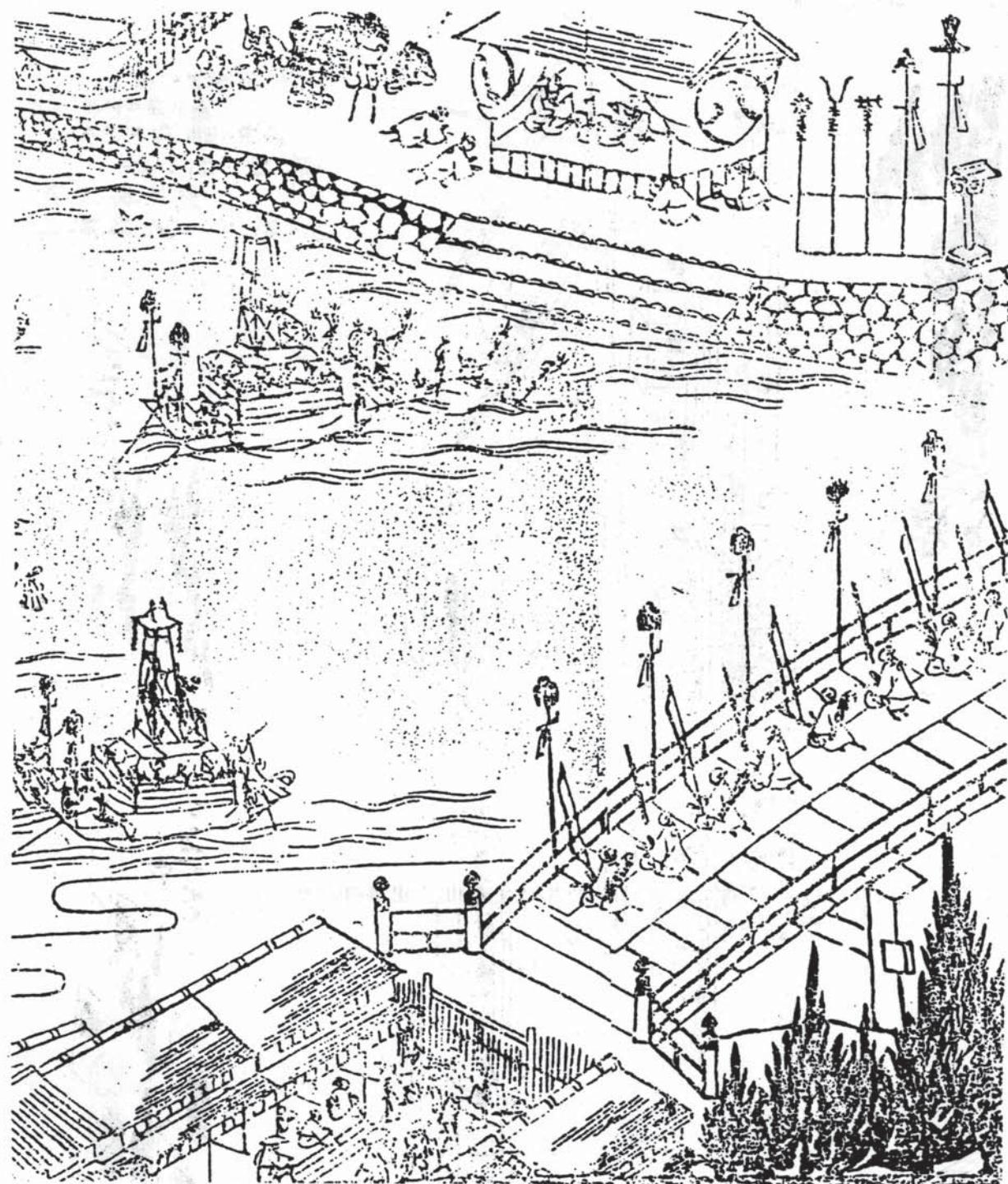
橋の西端には六~七段に石垣を組み上げている。 (徳川美術館所蔵)

付図5、張州雜志所載の宵祭図

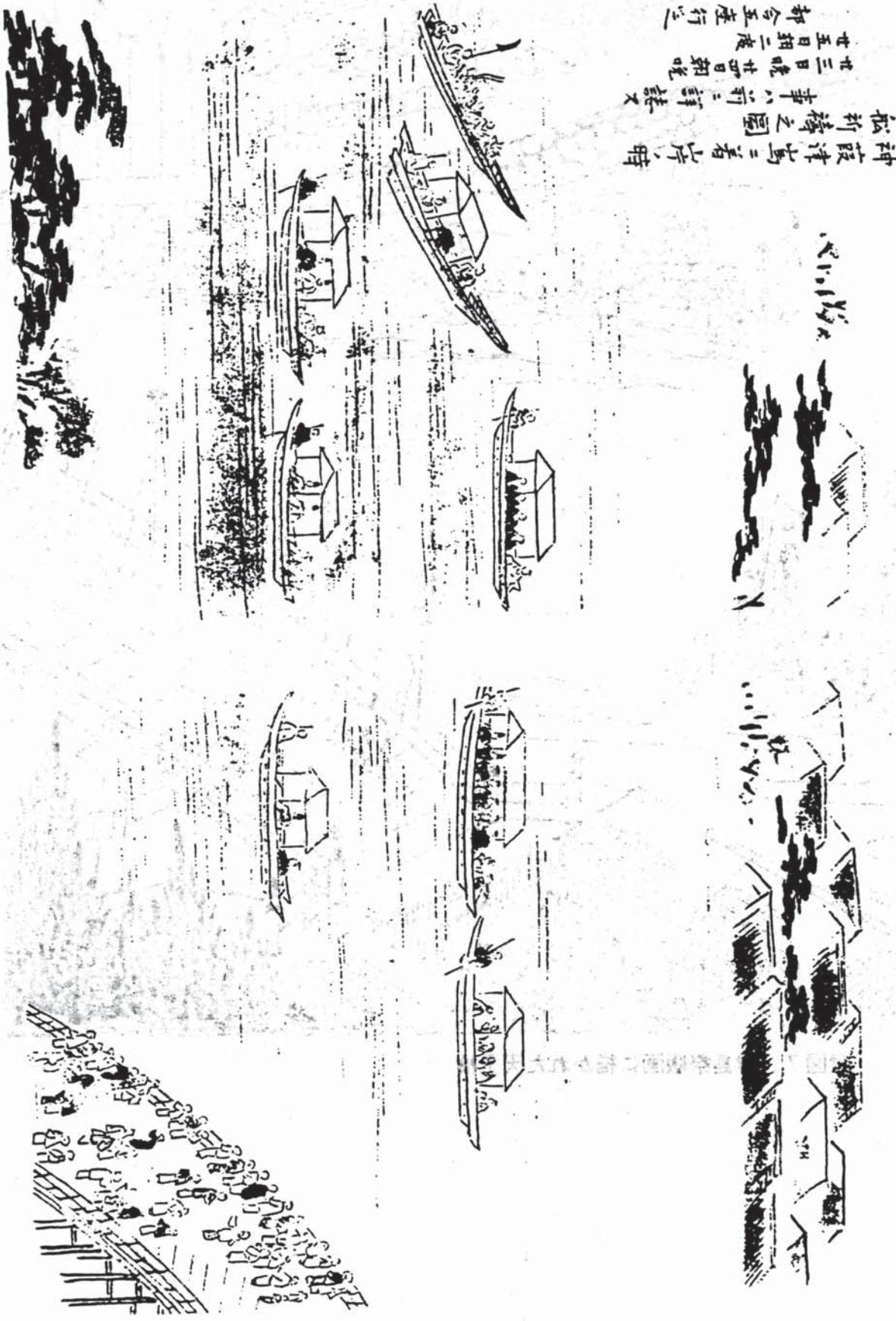




付図6、津島祭絵巻に描かれた天王橋（津島神社所蔵）



付図7、津島祭版画に描かれた天王橋



付図8、張州雜志所載の神慶神事の図

付図9、古文書・「津島橋金の事」(享保五年・植田所蔵)

正月五日
在
小判
元
津島橋金の事
正月五日
在
小判
元
津島橋金の事

天王川について

祖先の遺産を追つて

樋 田 豊

一 名称について

天王川、津島川、神主川（かんぬしがわ）などとも呼ばれた。上流を足立（あだち）川、萩原川といい、古木曾川の一つ、黒田川の末流に属し、南は南下して佐屋川に合流していた。

二 歴史的変遷

天王川の近世初期以前における姿は極めて不分明である。十六世纪初の「宗長手記」（大永六年・一五二六）には「州俣河落合い、近江の海ともいふべし」と記すような大河があつたようであり、「尾張国海西郡津島牛頭天王鐘」（応永十年・一四〇三）の刻銘が記すように、中世から近世初にかけては「川ノ西ヲ海西郡ト云イ、川ノ東ヲ海東郡」と云つたが、天正十三年（一五八五）の大地震による地表面の変動、天正十四年の木曾川大洪水による流路の大変更、さらには慶長年間（十七世纪初）における木曾川諸川の整備等により、延享年間（十八世纪中頃）津島図に見るような天王川の姿になつたようである。

天正十年、織田信長の本能寺の変における徳川家康の堺脱出、三

河への帰郷の折、家康の部下が津島に出陣し、或いは天正十二年小牧・長久手の戦の際、家康の武将榎原小平太が津島西福寺裏に陣をとつていたなどの記録も、津島の当時もつていた戦術上の位置の重要さと湊の機能、天王川の姿の一端を窺うことができる。

近世初、木曾川の流れ（佐屋川）が神領（天王島）の西を通ることになって天王島も海東郡となつた。天王川は次第に浅瀬となり、寛永十一年（一六三四）には三代将軍家光は天王川を遡つて津島湊に入ることが出来ず、佐屋湊に上陸。佐屋宿が開かれること（佐屋街道の整備）となり、寛文六年（一六六七）には湊の高札も佐屋川口へ移つた。延宝七年（一六七九）には津島本陣の廃止、享保九年（一七二四）には津島湊・佐屋湊の「月の上・下の事」（一ヶ月の前半は津島湊から出帆、後半は佐屋湊から伊勢国へ出帆）が定められた。さらに日光川の瀬違え、天王川上流の埋立て整理、天王橋の取払いとなり、ついに天明五年（一七八五）には天王川の北方は埋立てられて堤となり、明治二十二年には佐屋川の廢川と共に天王川も池沼と化すに至つた。

なお、寛文村々覚書（十七世纪中頃）には

門間庄小津村（現、佐織町）当村内津島川堤三八六間
" 根高村（現、") 当村内津島川堤一〇六間
" 勝幡村（現、") " 六七二間

下起村新田

津島川筋堤当村之内六〇〇間

水室村（現、稻沢市）兼平川堤当村之内三〇〇間

日置庄日置村（現、佐屋町）津島川ヨリ井道四二四間

“外佐屋村（現、佐屋町）津島川筋当村引得堤八〇〇間

“内佐屋村（現、佐屋町）” 六四〇間

とあり、また、元禄年間、津島神社記録には惣頬堤二九四六間、天王橋南流八町十三間 神主川と記し、津島川、神主川の記録を残している。

参考

中庄塩川村（現、佐織町）萩原川堤当村之内九二間

“塩川山新田（〃）御留川阿立川御川狩之時人足出ス

萩原川筋萩原川堤当村之内400間

“西光坊（現、平和町）御留川萩原古川筋悪水落川堤当村之内一二〇間

法立村古川新田 萩原古川堤四三〇間

甲新田（現、祖父江町）御留川萩原古川筋当村古堤一八二九

間

森上新田村 御留川萩原古川筋

丸渕村 御留川萩原古川筋

とある。

三 天王川の古地図等について

別紙のとおり、我が郷土津島ならびに天王川を示した地図類は元禄期（十七世紀末）以降を主としている。

① 図一 元禄十四年図で、天王川の上流を足立川・萩原川と三宅川に分け、遠く尾北の各地への舟運が可能であった。

② 図二は古地図と称され、当地方の主流であつたと思われる萩原古川を描き、津島社は海西郡に属しているが、明確な資料とは断定できない。

③ 図三の地図には天王島が独立の孤島として描かれている。

④ 図四は天王島を中心としての部分図であり、南に大きな葭島が形成されている。

⑤ 図五は堀田三太夫之邑の作成にかかる延享図で明細な津島の姿を描き出しており、多くの池を記しているが、かつて天王川が大河であり、その河跡湖としての姿ということができるであろう。

⑥ 図六 天王川北方の埋立て状況を示している。

⑦ 図七は張州雜志記載の地図で、船番所の位置、津島祭における興行の土地、また江戸初期に建設され、撤去された新宮跡（車戸の南西）を示している。津島側堤防上には御殿跡を図示している。

⑧ 図八 張州雜志・津島惣図で天王川の北方が完全に締切られ、

車河戸には祭礼用の車段が五基（土段）描かれている。

⑨ 図九 尾張名所図会・瑞泉寺の項に示す車河戸ならびに天王川で、津島祭礼用の道具入れの小屋（倉庫）は二軒描かれており、江戸初期から川祭に参加したといわれる米車・堤下車の小屋がある。（他の三車は、車寺に保存していた。）

图十 天王川北方の埋立てと日光川瀬違えによる概略を示した
もの。

⑪ 図十一 昭和十三年測図の津島町全図で、天王川を中心とする

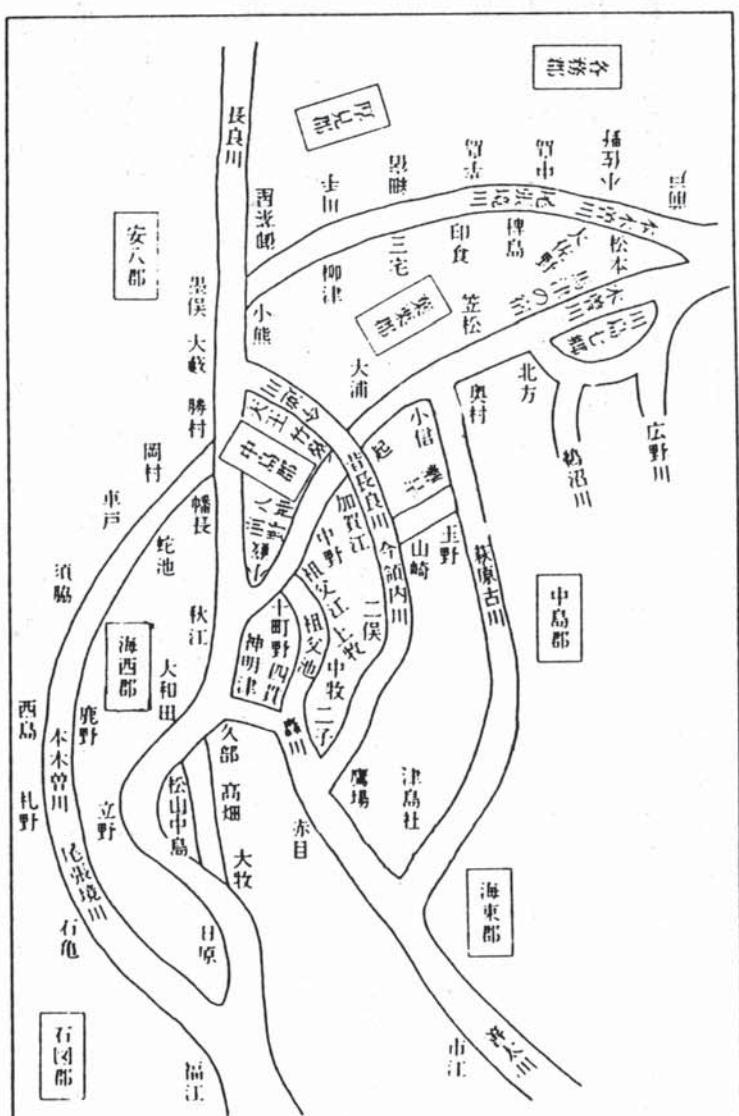
旧天王川の遺跡が正確・明確に描き出されている。

⑫ 図十二　国の手になつた測量図（昭和十

しのぶ」ことができる。

(13) 図十三 旧天王川の流れの中で現在も祖先の遺産として残されているともいべき諸箇所について、気の付くままとりあげてみた。

(14) 図十四 現在の天王川(池)を中心として標石、銅像、独立樹などやや目印となると思われるものをとりあげてみた。



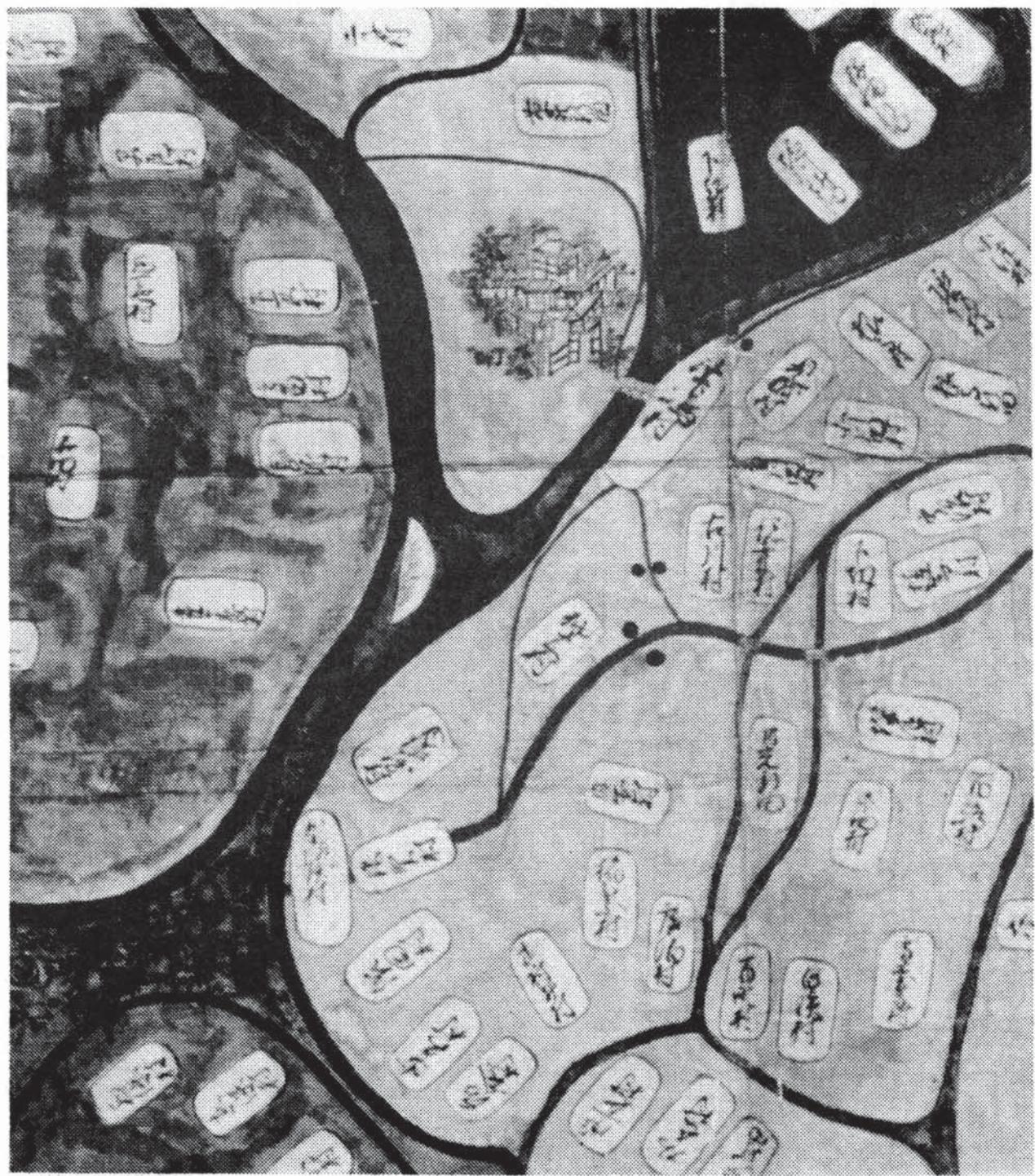
付図2、古地図（年代不詳）



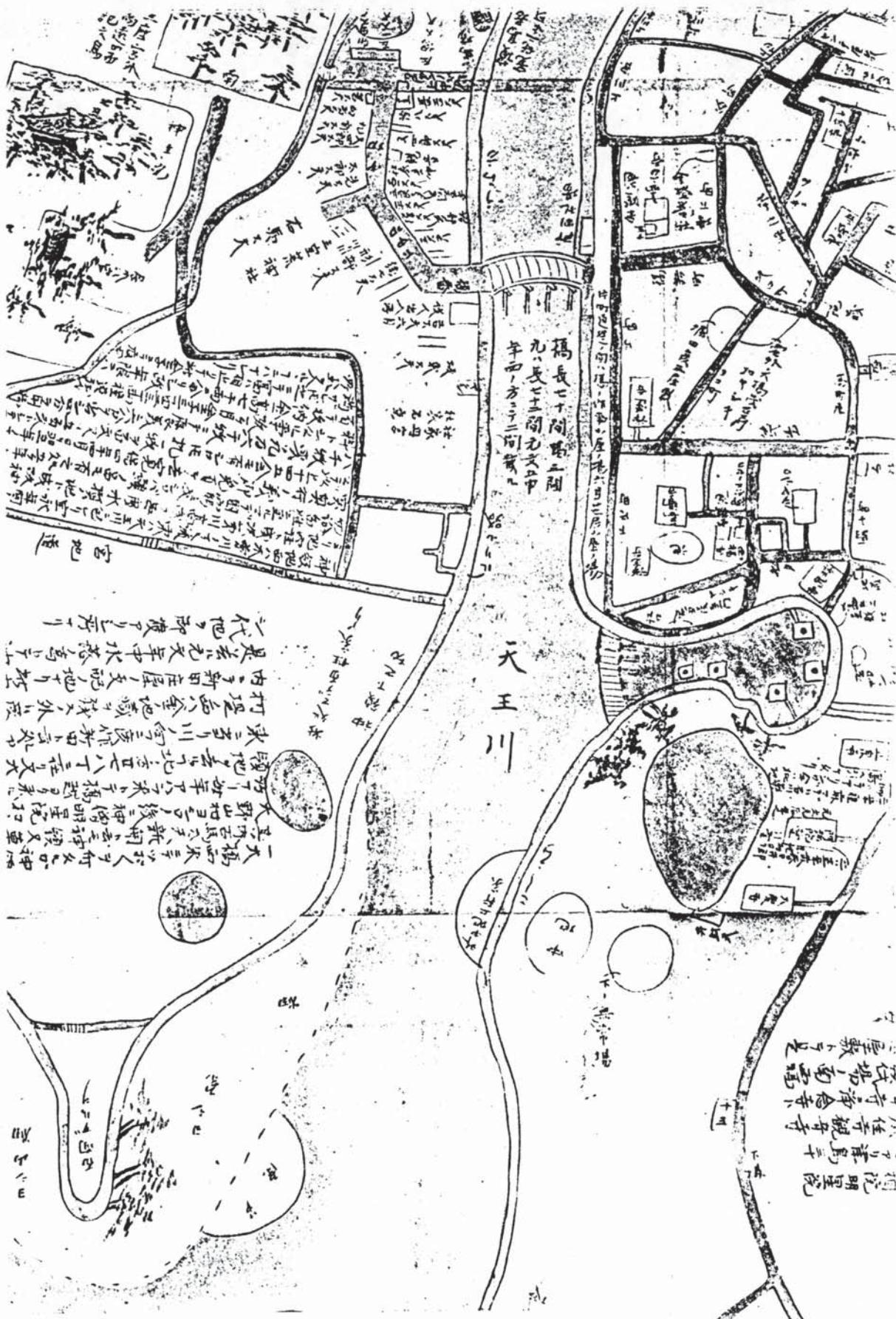
付図1、元禄14年の図から



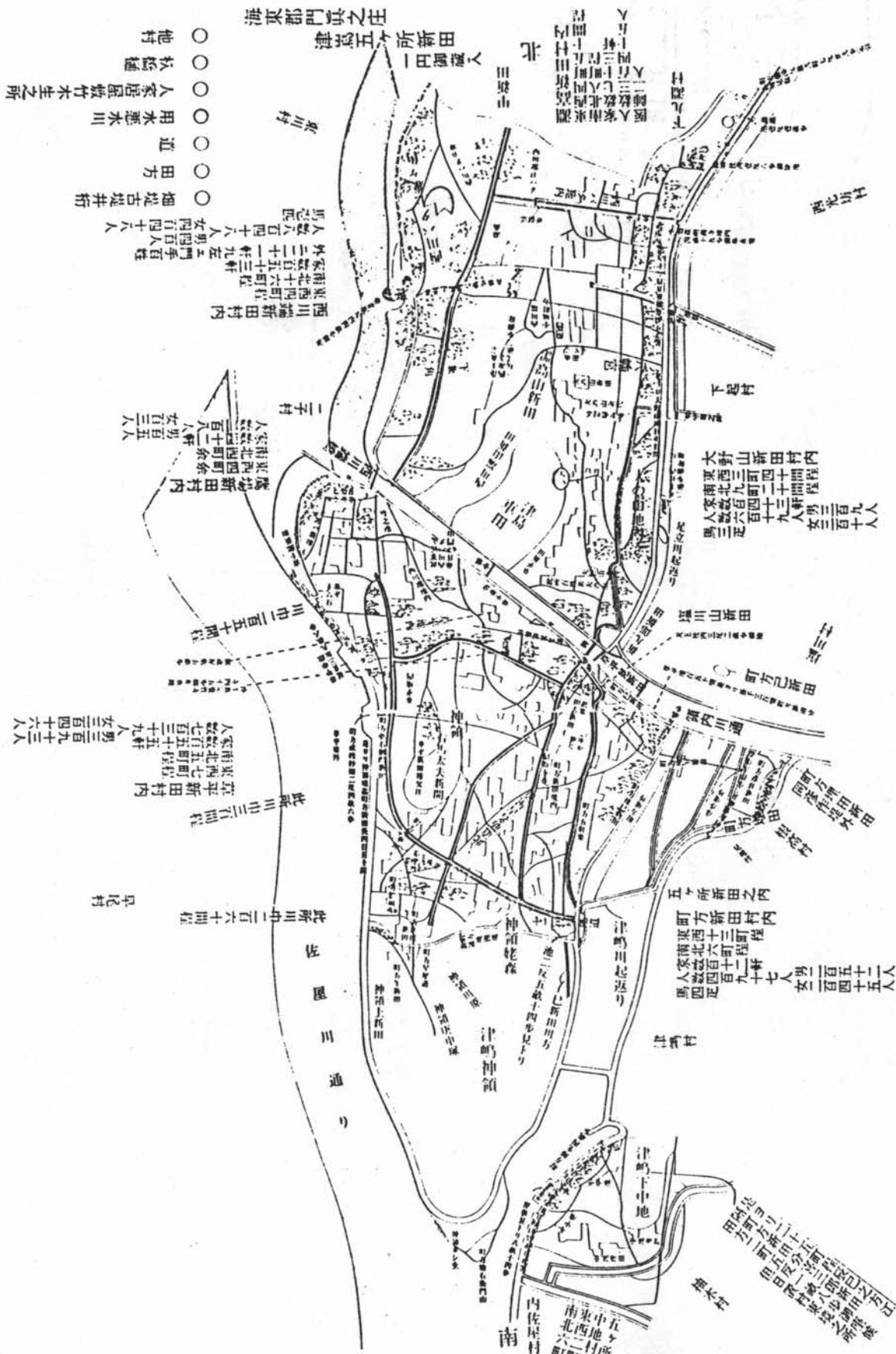
付図 3



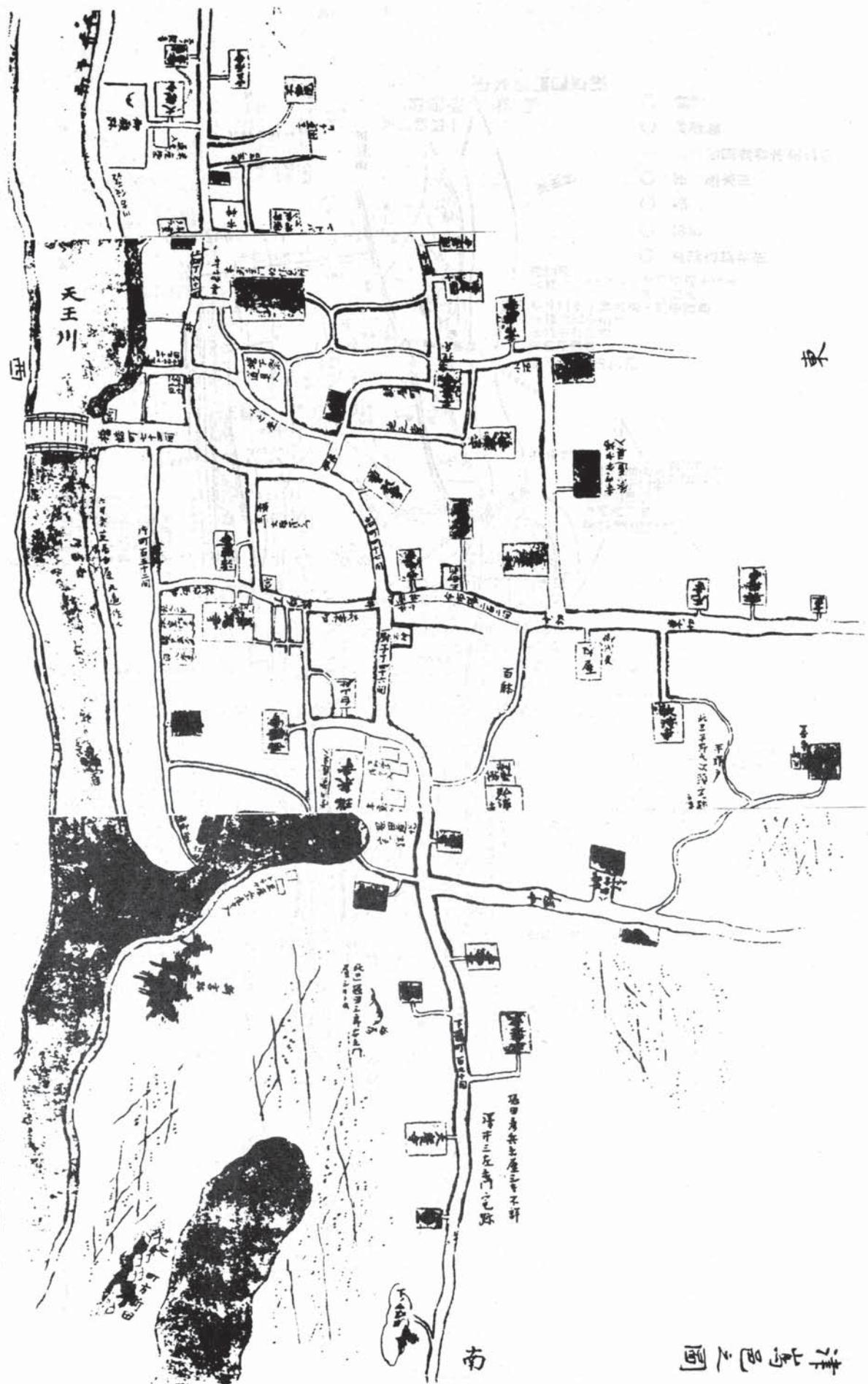
付図 4



付図5、「尾張国海西郡津島之図」(延享5年)から

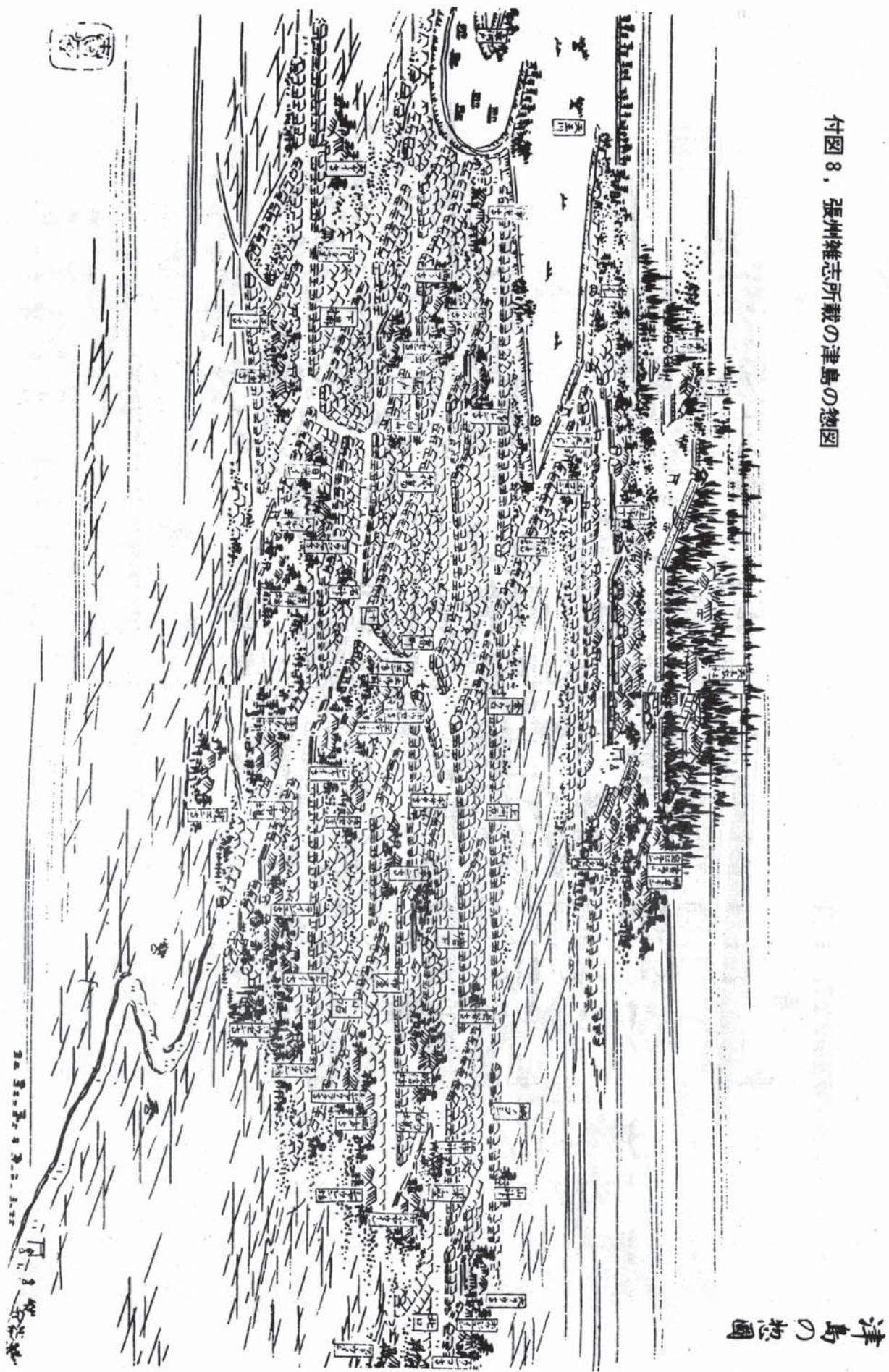


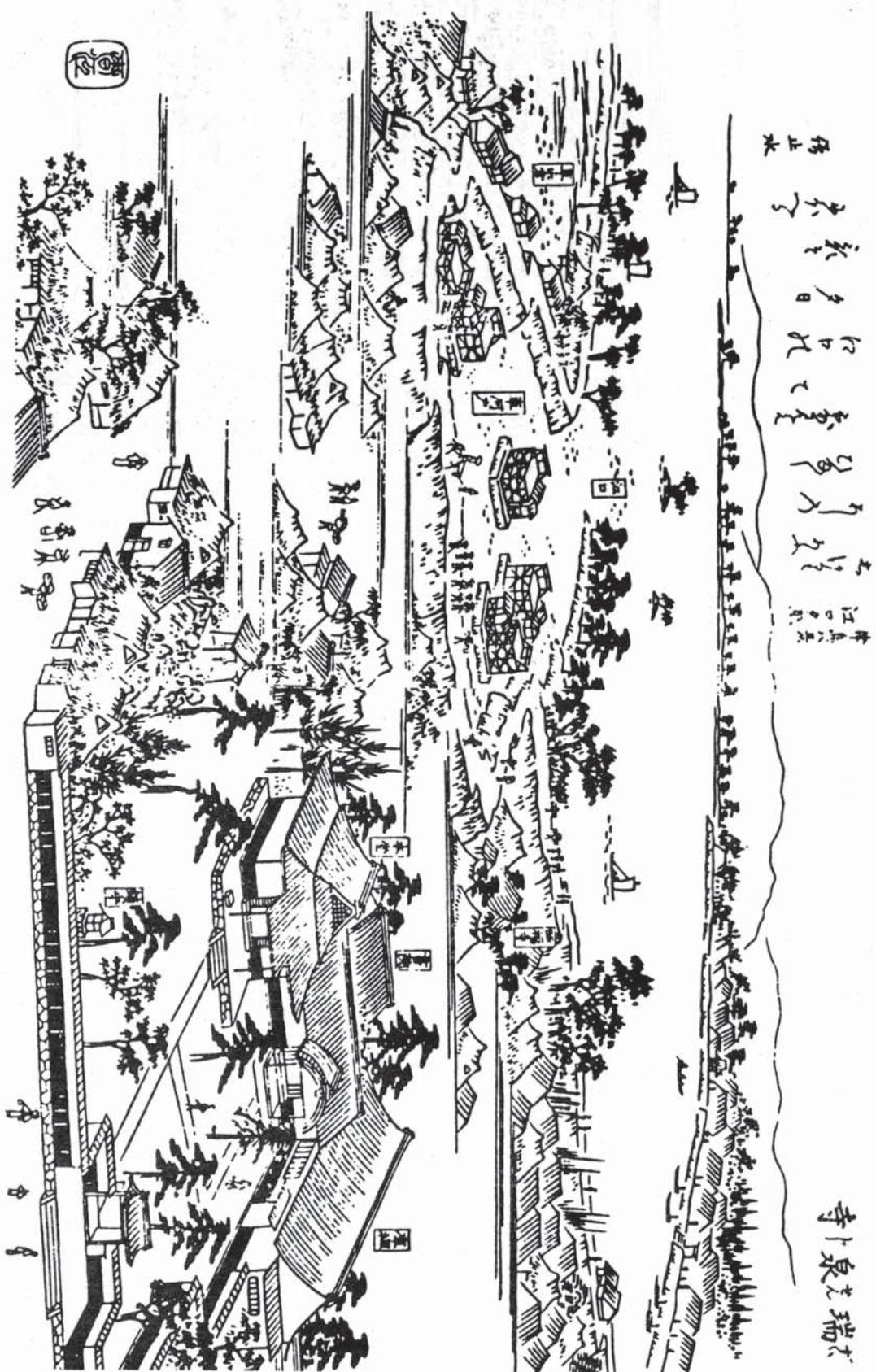
付図 6. 佐織町史所載の津島五ヶ所新田絵図から



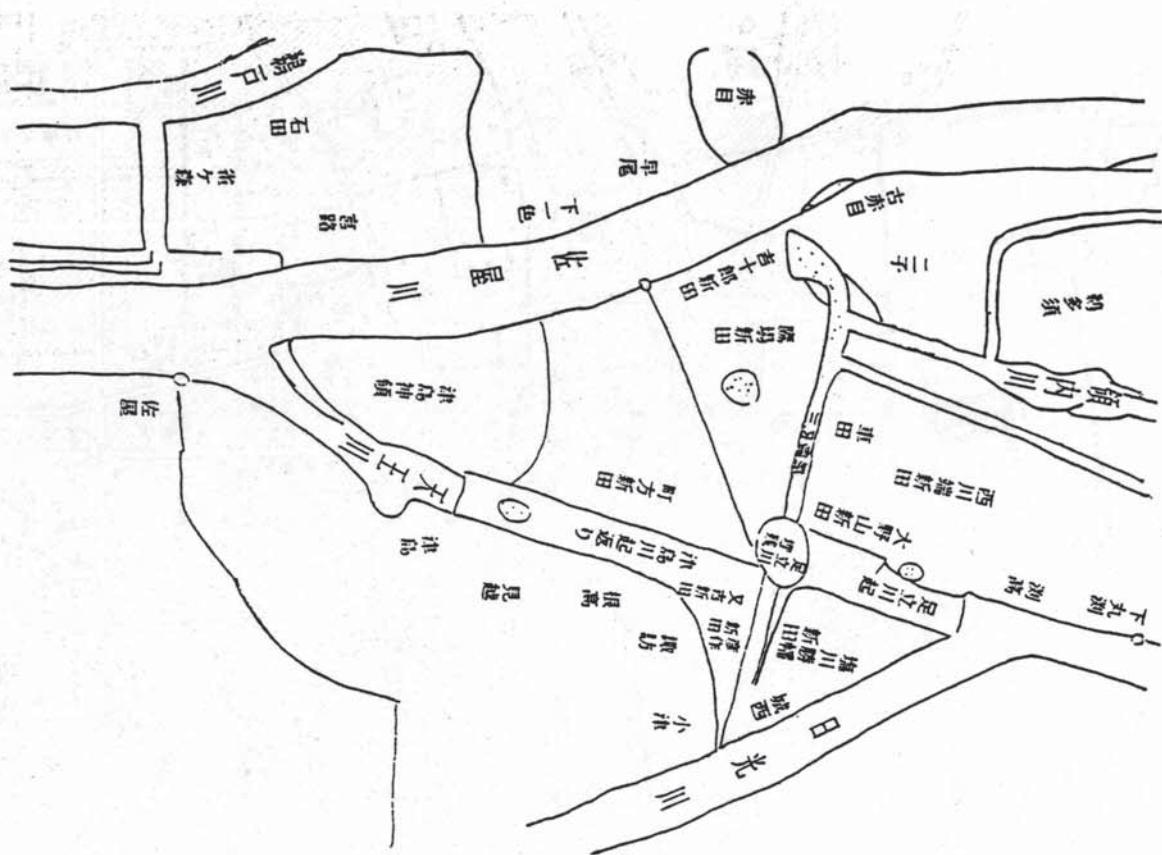
付図7、張州雜志所載の津島邑之図から

付図8、張州雑志所載の津島の惣図





付図9、尾張名所図会所載の瑞泉寺の図



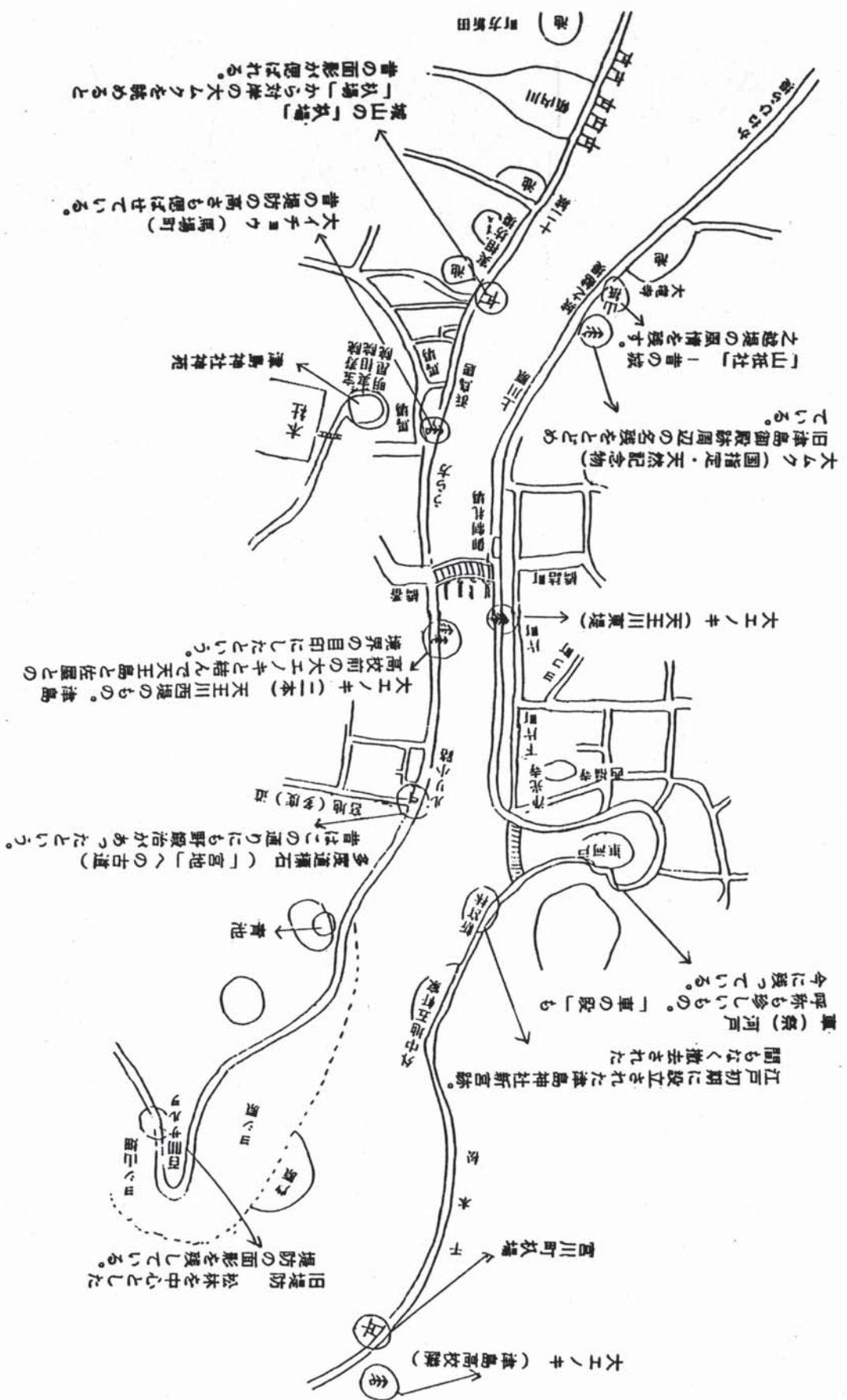
付図
10



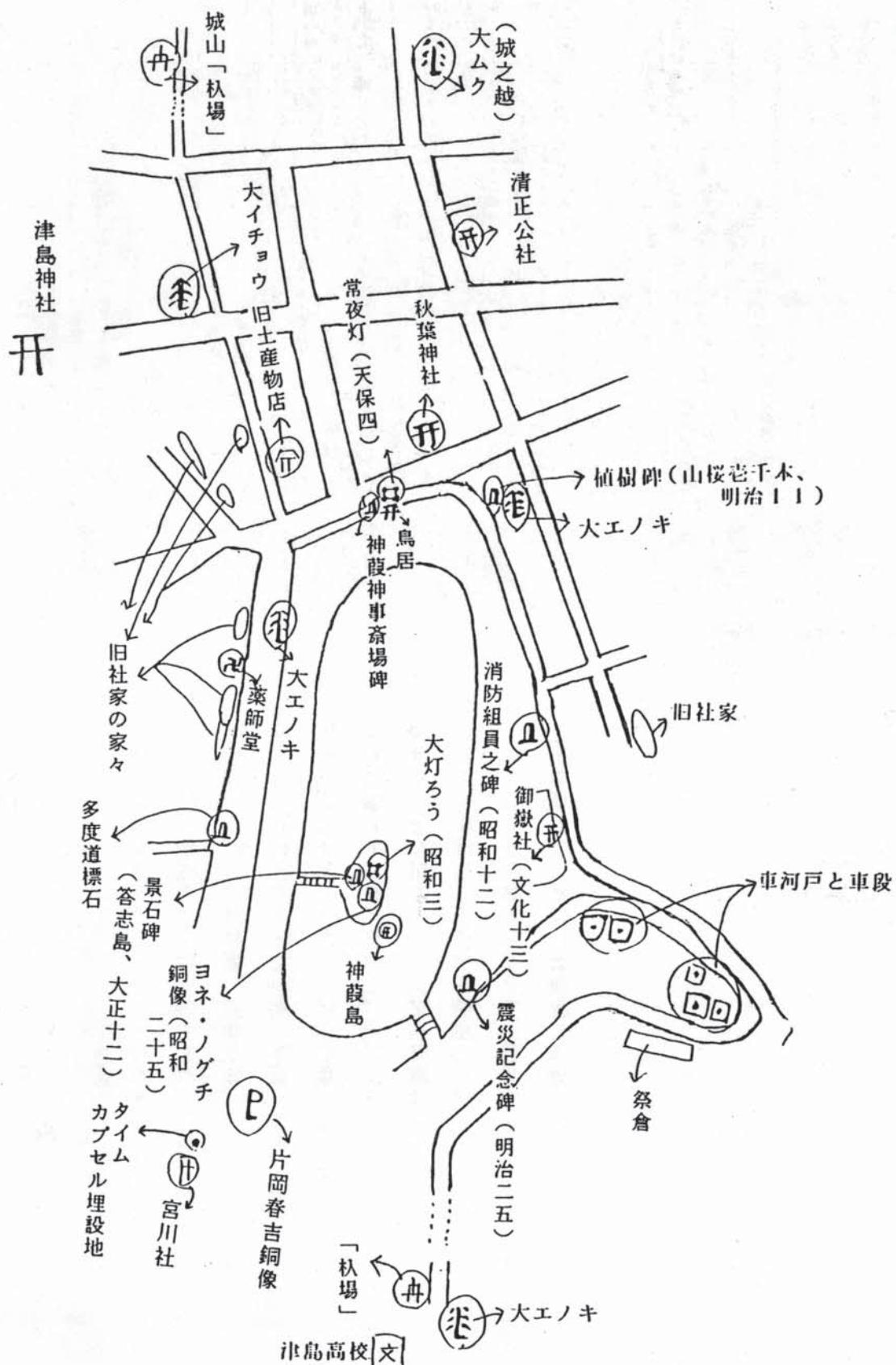
付図11、昭和13年測図の津島町全図から



付図12、昭和10年代の測量図



付図 1 3



付図14

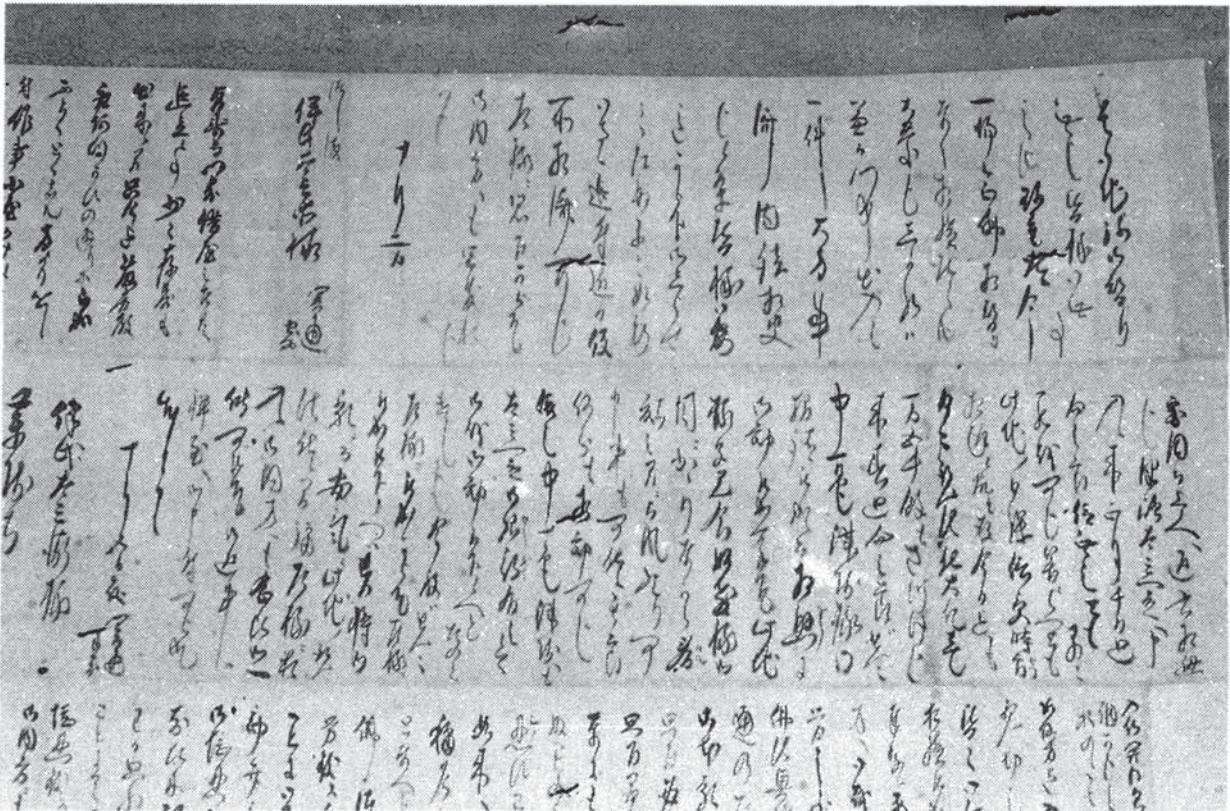
関通書状

森

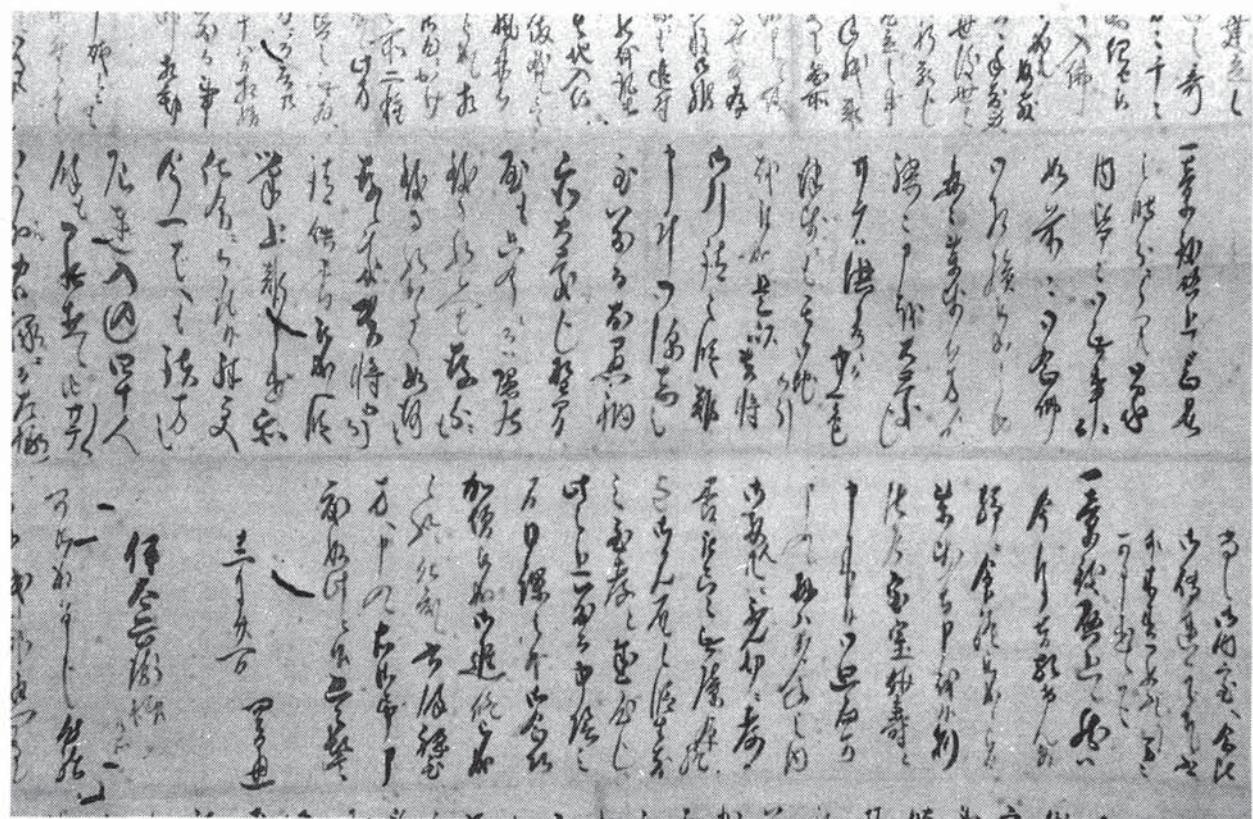
平

関通（1696～1770）は淨土宗の僧。元禄九年、尾張海西郡大成村（現在の立田村）の生まれ。円輪寺（名古屋市）、転輪寺、円通寺（京都）の開創者。宝永五年、十三歳のとき市内中一色町円成寺（当時は西方寺）で剃髪。享保八年西方寺に帰り、不斷念佛を開始。二十年には丈六の阿弥陀像を造立した他、十八年からは同寺を律場にするため努力し、元文元年（1736）に円成律寺と改号することに成功した。元文三年津島の伴氏の願いに応え、貞寿寺（市内今市場町二丁目）を開創した。

以下は、市内本町三丁目二六番地日比喜昭氏蔵の書状の読み下しとその概訳で、概訳には推定の年数を入れた。



関通書状（軸装・部分）



弥御両人並御両息共無_ニ異変_ニ御無事に御座候半と遠知申候。勿論
日々作事も目鼻付最早事埒よく見事に出来致候半と、時々刻々心計
りに推知致し、御深志の程盛心無窮に御座候。別て愚拙身にとり候
てはかぎりなく忝仕合に存候。老母妙教御指置被_レ下候段、何とも可
申様も無_レ之事に御座候。面上の節は還て一礼の口上もいかゞ敷御座
候故、口外不_レ致候へ共、今度の御取立御述立は愚身生前の大慶不_レ
過_レ申存候。此段よくよく御推筆可_レ被_レ下候。別て御内室御心入の程、
普請中彼是御心づかいの程是又盛心致、誠に末世希有の事にて御座
候。いか様に申候ても筆談には難_ニ申事共に御座候。扱又愚僧事委
しくは御物語不_レ仕候へ共、かねがね三州の内に居住致し度願望に御
座候所、今般鳳来寺近處に相應の小寺御座候て、無_レ拠近々引越申候、
無_ニ是非_ニ相究申候。夫故今日は直々に得_ニ罷帰り不_レ申候。此の儀近
頃不審千万心得がた子細に思召候べく候へ共、まだまだ左様なる事
にては無_ニ御座_ニ、此方寺の請取渡し、今月六、七日に致さねばなら
ぬ首尾に御座候ゆへ、無_ニ是非_ニ加様に本意なき仕合に御座候。依_レ之
委細は薬師寺並則忍へ申談し遣し申候間、兎も角も事首尾よく先々
相済候様に可_レ被_レ成頼入申候。何様此方入陀旁々仕廻次第、早々罷
越、諸事御物語をも可_レ承可_ニ申入_ニ候。心事は筆紙に難_ニ尽御座候草
々以上。

伴氏

三月四日

関通書

助給様

尚々理兵衛殿へよろしく御心得可レ被レ下候。独立子其外へも宣敷御一伝可レ被レ下候以上。

堂建立も順調に進んでいます。そして、母妙教を置いていただけるとか、この上なき喜びです。

私、以前から三河に住みたいと考えておりましたが、鳳来寺の近くに小寺があり、早速引っ越すことになりました。今月六・七日受け渡しを済ませます。詳細は薬師寺や則忍に話してあります。

こちらの段取りが終わり次第、津島へ行きます。

(阿弥陀堂時代 元文三年・一七三八)

入佛開白等の儀も、六月八日に相調可レ申候旨、大慶仕候。万事頼入候以上。
阿仙方迄入 御念 御返事御親切の至、逐一披免申候。皆々御無事御念佛相続被レ成申由、大慶不レ過レ之奉存レ候。爾はふかみ律師方へ御越の旨さて御苦勞の至察入申候。偏に佛法奥隆御念佛弘通のため御座候。是以御本願へのみやづかへと思召、必々よしなしことは思召間敷と、今世のことはなにもかも心にまかせぬことのみにて御座候。是を忍びこらへ申すが、則如來への御恩にて御座候。称名

念佛は誰々もとなへ候へ共、他の人の御念佛つとめ候為に苦勞致す人が世にまれなることに御座候。此わけよくよく勘弁被レ成候。随分万事御堪忍可レ被レ下候。頼入候。手前だに誠に候へば、いつしかわが思ふ様に後々にはなることにて御座候間、退屈なく堪忍致すが御要にて御座候。御内方にも勘弁よき方にては御座候へ共、女儀の事に候へば、よくよく御申入必々人なうらみ候様なる御物語などにても、せぬがよく御座候。少しにても人うらみ申事は無「申事」に御座候。手前事此度此方へ急に引越申候事、其御建立をも見捨候か、又はつれなく打やり候様に思召べく候へ共、少も左様なることにては無「御座」候。け様も致さねば彼是とふしだち候ゆへ、わが心にもまかせず、いそいそ引越申候。何様面言に委事御物語可レ申候。兎も角も大切の御建立の儀、念佛弘通の奇端に御座候間、万々千々先は人々の指図任せ被レ成候て、はやばや入佛開白被レ成候て、一日成共妙教さし置被レ下候はば、手前身にとり候ても今世後世の大慶不レ可レ過レ之祈願申候。今度其寺御取立の事中々言語筆紙に難レ懸悉事に御座候。然所け様にとびのき居申候儀、還て速に成就させ度存候故にて御座候。諸般御推察可レ被レ下候。何様にも追付目録熟仕候へば罷越、得「貴慮」可レ申候。併其地入佛供養等も全備致候はば、齋散ながら鳳来寺開帳參詣可レ被レ成候。相待居申候。且又御心にかけられ遠方の所に種送り被レ下悉存候。此方遇拙始衆僧皆々無為に相勧申候。此方にて去廿五日より別行四十八日相始申候。山中故別て事しづかに御念佛相勧

申候。

去頃則忍方より申越候とも、今度間違ひ候に付候ても、御手前様のみ込み御座候よし、是の□□段に存候。返々乍_レ御苦勞_一妙教事幾重よろしく頼入候。万々筆談に難し述遇御座候草々。

三月廿九日

関通

再渡書

番氏 助給信士 御返事

尚々御内方へくれぐれよろしく頼入候。妙教御事女儀の事に候へば、御内方より別て心よく念頃にあいさつ被_レ成可_レ被_レ下候。偏に頼入申候早々以上。

入仏開白が六月八日に終わつたとか、万事よろしく。

阿仙への手紙読みました。ふかみ律师の所へ修業(?)に行かれたとか。それも仏法興隆のためと思います。世の中は思い通りに事が運ぶものでなく、これをこらえて、他人のために念佛を唱えることこそ、即、如来へのご恩返しです。私もそのつもりで念佛を唱えることが、いつか思うように事が進むと考えております。奥様にもよくお話し下さい。

私が鳳来寺へ急に引っ越したのは、内部事情があつてのこととで、阿弥陀堂建立を見捨てたのではありません。細かいことはお目にかかる時に話します。

堂に母妙教を一日でも置いていただければ、大変嬉しいです。

鳳来寺の段取りが完了すれば、早速津島へ行きます。なお堂の行事がすべて終わりましたら、鳳来寺開帳参詣に来てください。当寺では、去る二十五日から別行四十八日を始めました。

(元文三年・一七三八)

献簡遣候付、一章申入候。爾は天氣能入佛並開白等相済候半と此方にて是のみ大慶に存候。先書申進候。今般不思儀の目縁にて、妙教入陀させ被_レ下、手前身にとり、生前大幸不_レ過_レ申奉_レ存候。御内室江も何分も宜く御伝達可_レ被_レ下頼入候。手前事も追付罷_レ得_一貴慮_一礼附可_二申述_一候。右入佛入陀一礼為_{可_二}申述_一如斯に御座候恐々頓首。

四月八日

関通寄

助給信士え

阿弥陀堂に妙教を入れてもらった礼状。

(元文三年)

宝目寺上人へ返書相認申候。津島太兵衛殿へ申入候。来正月十日

廻向の節、仰無し之とも早々罷越可レ申候筈に候へども、此地の日課仰受、時節相趣候故と存、今日迄も日々説法仕、大凡とて一万五千余もさづけ申候。来春廻向の節、先々中一色律師様御招請被レ成候て、相応に御勤被レ成可レ被レ下候。此地様子見合、妙教様御目にかゝりながら、春夏の間によふ登り可レ申事も可レ仕候。其節何分も相勤可レ申候。依レ之中一色律師へも、太兵衛殿御招待有レ之候はば、御越御勤被レ下候へと、たのみ遣し申候。今般は先々左様に被レ成可レ被レ下候。左様に被レ成被レ下候へと、貴将御願にて安氣に此地の説法仕候間、弥御申付可レ被レ成候。草々以上。

十月五日夜

関通 手寄

伴氏太兵衛様

薬師寺 禅至子

宝目寺上人への返書を認めました。来年正月千日廻向に行く必算でしたが、鳳来寺説法日課を受けてしまったので、津島行は春・夏の間になると思います。説法を始めてから今までの授けは、一万五千回に及んでおります。

千日廻向には、円成寺律師へも私から頼んでおきましたので、ぜひ彼を呼んでお勤めを完了して下さい。

(常念佛阿弥陀堂時代 元文五年・一七四〇)

幸便一章致啓上二候。漸々暖氣相趣候處、御家内皆々御無事の由、大慶不レ過レ之存候。普請の儀も先、大工仕廻あらまし出来の由、永々作事嘸々御被勞察入申候。然共万々相調、結構に成弁致し候由、大福寺物語に細に承知致し、大悦申候。手前事も塩川圓智老死去に付急に罷下り申候。何様近日其御地罷越普請出来一見申度候。先頃御内様京見物皆々御無難に帰国被レ成、御満足候半と察入申候。武左殿へも念頃に御一伝可被レ下候草々。恐惶謹言。

四月十二日

関通書

助給様

す。

貞寿寺も完成近しと大福寺から聞いております。嬉しいで

す。近日中に津島へ行き、普請を見たいと思つております。

京都見物を無事終えられたとか、ご満足されたであろうと思つております。

(宝歴二年・一七五二)

今市場引堂検分十九日に無「相障」相済、廿三日に被「仰渡」、其上明廿九日に住持願に出候由伝知申候。さてさて満足不レ過レ之大悦申候。先ずは御願にて老母儀安穩に差置可レ申承是のみ生前の安堵に御

座候。依レ之早々罷帰り一礼可_レ申入候筈に候へ共、今少入湯も致し度、乍_レ序で参宮も願望候故、今しばらく御見合可_レ被_レ下候。手前留主にて諸事不通の儀可_レ有_レ御座候へ共、諸事御了簡希申候。横川御陰居へも別書にて可_レ申進一事に候へ共、旅宿ゆへ筆紙等迄不自由、無_レ其儀候間、幾重もよろしく筆談同様に御申入れ必々頼人候。

つしま

伴伊兵衛様 要書

圓輪寺宿 関通書

此の由にても存の外々人々其御念佛に帰伏致し、喜悲申候。旅宿故草々御了簡可_レ被_レ下候。返々老母妙教事御願にて安堵申候。先為如斯に候以上。

九月廿八日認

関通寄

伴太兵衛様

貞寿寺引堂見分が十九日に済み、二十三日に役所決済終了。

二十九日に住持に妙教を願出されたと聞いております。早速

帰り、お礼をしたいのですが当地で入湯、また参宮もしたく、多少津島行きは遅れます。寺を留守しておりますので、連絡不十分になつておりますがご了承下さい。

横川ご隠居へも宜しくお伝え下さい。

(宝歴九年・一七五九)

薬師寺から皆様のご無事と、念佛が続けられていることを聞き嬉しい思います。

一章致啓上候。甚暑の時分に候へ共、御家内皆々御無事にて如_レ前々御念佛御相続被_レ成候由、毎々薬師寺方より縷々申越大慶申候。さては供養にて中一色律師にも其御地御引越被_レ成、是以貴將御引請の段、難_レ申計_レ御深志の至、別て於遇納忝大慶申候。野間屋も只今にては隠居致され候へば、存分にも致されがたく如何と存候処、貴將御引請供養被_レ成候段、筆上難_レ申述_レ忝仕合に御座候。殊更今一ばへも諸方の尼連入込四十人余も罷在候由、さてさていか成右様にて左様の造作なる御世話被_レ成候哉と盛心驚入申候。平用妙教老尼事、逐一御親切に被_レ成被_レ下候故、水入と承及候ても、少も気遣不_レ仕案氣にくらし申候。たとひいか様深心に御座候とも、今般の儀は御被_レ勞可_レ被_レ成候と、氣の毒に被_レ存候。能々御勘弁可_レ被_レ成希申候。心談筆紙難_レ懸御座候。御内室へ別て妙教儀御礼希申候。何様秋中にも帰國候て得_レ貴意一般々可_レ申附_レ候。遇老儀春_ニ來別て息災、日中も少しも痛不_レ申候。日々相応に勧化相続申候草書

六月廿二日 関通書

信士助給老

尚々御内室へ念頃御伝達可_レ被_レ下候。右外来春龍登り万々可_レ申述_レ候以上。

供養（関通の身内か）もあなたが引き受けられ、中一色律師を呼んで戴きありがとうございます。

貞寿寺へ尼僧四十人余も集められたとか、驚いております。母妙教はのんき屋で、寺に水がついた時もあなた任せだったそうで、厚くお詫び申し上げます。秋中にも津島へ帰ります。

（宝歴九年・一七五九年）

十二月廿一日

関通

伴太兵衛様

其御地弥御替り無し申、皆様御無事の由、珍重仕候。今一場念佛相替りなく相続仕候由、大慶申候。しかれば兼て門中出入の一件大方事済内談相決申候條、皆様御安意可レ被レ下おしらせのため、早々如レ斯御座候。追付近日役所相済可レ申候。左様に思召可レ被レ下候。御内方へも宜敷頼申候。

十月一日

つしま

伴氏太兵衛様

関通寄

（常念佛阿弥陀堂時代 元文三・宝歴九年）

御念佛の事は勇進可レ有レ之候。實に今をしぬは死の一事にて、喜十郎事隨分と御申合相続の様に願申候。独立事いかゞ無ニ心元ニ存候。手前もことごとく人少ゆへ、見廻に人も得ニ遣シ不レ申候。折節はみな御心そへられ可レ給候。面会の節宜敷御申通可レ被レ下候。幸儀故如レ斯御座候以上。

（常念佛阿弥陀堂時代 元文三・宝歴九年）

廿八日

一章致啓上候。然ば今月七日朝けんどの、静に命終被レ成候。自薬師寺申越候。則法名宝室妙寿と申来候。御廻向可ニ申入候。扱は多年の内御両人共に親切に孝養被レ尽無レ障命終迄御見届候段、生前の至孝と盛心申候。此上別て中陰の間、日課の外御念佛加増被レ成御進修被レ成候様に仕度候。六謹禪至方へ申入候。右御届申度如レ此に候。恐惶頓首。

独立事少々物語致し度事候間、手□候はば、四五日中に登山候様に

御申通可レ被レ下候以上。

つしま

太兵衛様

関通

喜十郎死後の相続について、独立（人名）は頼りないので、伴氏のお心添えを願います。なお、独立に四・五日中に当山へ来るよう伝えて下さい。

（阿弥陀堂時代 元文二、宝歴九年）

惣助殿逝去の旨、承レ之驚入候。貞寿並御老母は不レ及レ申、各々様迄御力落、甚の御愁傷察入申候。貞寿寺より其旨法名等申越、中陰廻向致、彼是取紛乍「御悔」折節に此壹品送進候。御老母並貞寿様へ幾重も念頃に御伝達可レ被レ下頼入候。以上。

八月廿二日

関通手書

津島

伴太兵衛様

引梅宝

貞寿寺門前の借家人追い立てのことは、藤吉殿任せにして下さい。私が帰った時に解決します。同件でふとく、とくしんの作事小屋もろみは取用いよいよ、ふとくに話してください。

惣助（番頭）殿の逝去の知らせを受け驚きました。貞寿寺から法名伝達がありましたので、中陰廻向をつとめます。また、お悔やみに引梅宝を送りました。

（宝歴九年以後 貞寿寺時代）

貞寿寺門前借屋の者共追立候事、少々存寄も出来候間、只今迄藤吉殿取あつかひの通りに、被レ成、ふとく、とくしん方よりをし付、作事小屋かけ候事、先々無用に致し、寺よりはとかくの沙汰なしに、藤吉殿まかせにして置候様、ふとく房へ御申聞可レ被レ下候。愚老追付罷越候て、いなや可レ申談候。夫迄は有りとも無とも一向取沙汰なしに、すて置可レ被レ下候。為し其わざわざ如斯に候以上。

十一月廿一日夕

再伸右の通ふとく房へ、とくと御申通可レ被レ下候以上。

つしま

伴伊兵衛様

要書　　田輪寺宿

関通書

大橋家史料から

津島古文書勉強会

覚

「大橋家史料」（津島市所蔵）は家系・由緒などの家文書、村方文書、津島神社関係文書、天王祭関係文書など七つの分野に分類されている。以下はこのうちの郷土芸能関係文書についての読み下しである。見出し及び番号は、教育委員会発行の「大橋家史料目録」によった。

一、町方地方踊古事覧文三卯年御座候處、町方は首尾能相済候。鼓太鼓笛無レ之と計被仰渡候て、ふつゝかに御座候處、其後尾瀬新右工門殿宅にて御上意有レ之、笛吹来候事。

但此節勝野太郎左工門殿御取扱にて洛口は江戸より申参候由御座候。

一、元禄九子年地方より右御願申出、則御代官梶又左工門殿町方年寄共え地方も一所に差出し候様にと被仰渡候處、由緒共申上候得ば地方願相叶。

五〇一四の一 雨乞踊・町踊覚

覚

一、去々年丑の年七月雨乞踊に鼓太鼓入申候由百姓衆申上候。町の者共何も見申候かとせんぎ仕候へ共、何も見申候者無御座候。鼓太鼓入申候を町の者見申候は、其時庄屋衆町方より理り可レ申候へ共、一円不レ存候。

一、町の踊にかへ入申候と百姓衆申上候。片町踊車太鼓入申候。ず

ウラヤマの通傳

卷之三

卷之三

性以爲得所者也。故曰：「知足者富。」

9

一九四九年八月五日

也勿以爲難也。但有此意，則可無不盡矣。

しの踊に琴入申候。忽て町の踊に何を入不レ申候との作法無_{レ御座}候に付、琴入申候。百姓衆も近年はしゃみせんなど入申候て踊申候へ共、是にはかまひ無_{レ御座}候。

一、九郎兵衛せがれ長右工門町なみに入申度と申、町へ種々佗言仕申、其節町人相談被レ申免申候。其時足あらい振舞仕、町人何も給申候。長右工門祝言仕候時の若き者共水をかけ申候。其時は町の若き者計振舞申候。

一、徳右エ門祝言の時、九郎兵衛参候儀は、常々念頃仕候故祝言に見廻候てくれ候へと申、人を遣し申候。拙者取込の儀に候へば、親類共と一所に給申候も存不レ申候。

一、与左右工門せがれ八十郎と申者百姓の子にて御座候へ共、笛吹
申に付町人と相談仕、八十郎をよびよせ、右の与三右工門身代成
不レ申者にて御座候故、三十郎方にて酒出し町なみに入申御車の笛
吹せ申候。

一、去年米の座夜踊懸合仕候由百姓衆申上候に付、忠兵衛に御尋被レ成候へば、忠兵衛其段一円不レ存候と申上候由、其通に可レ有_二御座候。惣て懸合の踊は米の座は忠兵衛庭、伝六庭にて御座候。右両庭にて踊不レ申候に付、しらせ不レ申候。盆十四日の夜若き者共夜すがらあそび居申所へ、夜更候て橋詰より踊参候に付、返しに石引のまね仕候とて、竹を一、二本まげ、石のかたちの積に仕、四てうのやれにてつらみ候て、ちゃうちんを手にさげ、参候車などに

のつせ、引申儀、かつて偽りにて御座候。

一、米の座村の車船に九郎右工門と申者のり申由百姓衆申上候。九郎右工門儀、忠兵衛かゝて不レ存候。米の座組頭長蔵に相尋候へば、長蔵申候は、五拾に罷成候へ共存不レ申由申候。津島にて相尋候へば、九郎右工門儀米の座の庄屋にて御座候に付、町なみに入申候て車へのせ申由申候。惣て車舟には百姓衆のり申候車にはのせ不レ申候。

覺

子の七月廿七日の朝

五〇一五 片町々代覺右工門所持の津島踊記の撰者お尋ねに付回答
の覚

覺

一、今般差上申候津島踊記の儀は、古書有レ之、宝永五丑年天王神官真野門の太夫先祖時綱再撰被レ致候書に御座候て、当村片町町代覺右工門祖先の者、時綱より譲り受申候て、當覺右工門所持仕扣有レ之、尤右は時綱自筆の書に御座候以上。

西閏六月

津島村年寄

大橋源三右工門

河村武兵衛

飯沼定右工門様

閏六月一日

町代より差出し候抄書の一冊何の年中書き、誰が作にて誰所持被レ成御尋に付今日差出す。

五〇一六 笹踊に鳴物綺紬衣装赦免方願

申候。

覺

一、今度御代官梶又左工門様え町方庄屋共並地方庄屋四郎右工門、
本兵衛被「召寄」、先四郎右工門、本兵衛兩人被「召出」被「仰付」候は、
今度両人の者共踊の願ひ書差越候へ共、先年古法の分け急度立て
有レ之義に候へば、書付の義取次申義曾て不「罷成」と被「仰付」候
由。

同朝

一、其次に町方庄屋仁兵衛、久兵衛、忠左工門、吉十郎御座敷へ被
召出、御手代児島伴助殿関屋市郎兵衛方一座にて、又左工門様
被「仰付」候は、

同断

一、今度地方四郎右工門、本兵衛御腹踊の義御國並に鳴物を入候義
御免被「遊踊申度、願ひ書差越候へ共、先年急度古法の形有レ之に

付、地方の願ひ曾て不罷成と申渡し書付取次不レ申候。新規の願

ひの義に候はば、町方の者共何と申候共可申付事に候へ共、古

法の形を町方より急度申立る迄不罷成候段、唯今四郎右工門、

李兵衛に申渡し候と被仰候。此上は町方の踊願ひ書差上げ申様に

と被仰付候に付、則書付を相認差上げ申候。

右の通相叶候へば絹紬迄御赦免被レ遊候以上。

元禄九年子八月日

津島町方庄屋

米篠町 仁兵衛

下ノ町 久兵衛

堤下町 忠左工門

今ノ町 吉十郎

筏高の 源三右工門殿

米の 武兵衛殿

堤の 次郎兵衛殿

右の通関屋市郎兵衛方に見せ申、相違の義無御座候以上。

四〇一一三 焼失の山車三輛再興について申立

此度当村地方百姓中より御願申上候は、先年大火の節焼失仕候祭礼の山車三輛自分金を以取建申度奉り願候付、則右願書三通御見せ被

レ遊、地方百姓中存所尤の儀にも候哉、且山車出来仕候ては如何に候哉、私共存寄申上候様被レ為仰付奉畏乍レ恐左に申上候御事。

右天王祭礼の儀は重き御神祭の由にて、自往古御寄進米並船竹等迄被下置、万事各別に被レ為仰付被レ下候御儀に御座候。且当

村の儀は居屋敷は勿論、田畠共に町方分、地方分と相分り、御百姓も町方百姓地方百姓と相分り居申候訳は、往昔当所に四家七苗字と申、古侍有レ之其末孫類その者を町方百姓と名付候て、居屋敷田畠共右の者共扣罷在候分を町方分と唱來候由にて、年々御免定並宗門御改帳面も相分り居申候。依レ之庄屋も町方庄屋、地方庄屋と相分り居申候。当時は町方分も先々の内預り分に罷成居申候。右町かた百姓の内身上零落仕居やしき田畠等外え売拂候得ば、其やしきえ居住仕候者を町方百姓と唱申候。然處右祭礼の儀は四家七苗字の外は車え乗せ不レ申定法の由に候処、右町方屋敷え外より買求居住仕候者年久敷居住仕候上にて、町方百姓入と申事相願候得ば、其品により致納得

先々御芦神事え一列為レ致、其上又々年を経候て相願候得ば右祭礼の車えは乗せ来候。古来よりの定法にて今以其趣に取扱來候儀に御座候。就は右祭礼の下拵に綱打、船わけ、山揚げと申儀有レ之、此三品古來より地かた百姓中為手伝罷出來候儀に御座候処、いつの頃よりか追々行儀敷罷成、車屋は勿論御役人方様にも年々段々御苦勞被成下候得共、行届不レ申、次第に不行儀に罷成、御役人様方被仰渡をも一向相用不レ申、怪俄過等も出来仕程の儀も度々御座候に付、

私共車屋役難一相勤一度々退役奉レ願候得共相叶不レ申候。然処三十七年前延享元子年御代官浅井茂右工門様御支配の節、地方百姓手伝御引上被レ遊夫より町方計にて年々無_レ故障一相勤來申候。其節被_レ仰渡一候御書付の留有レ之候付、別に差上申候。然る處去々年戊五月下旬に至、米の座村より先前の通祭礼手伝仕度旨御役所え御願申上候付、いかゞ存候哉と御尋に御座候處、何分祭礼に差懸り居申、私共談判仕候間も無_レ御座_二、其上仲満の内病人も御座候に付、祭礼後の儀に被_レ成下_二候様奉レ願候處、此段御聞済被_レ下候處、又々地方百姓より達て御願申上候由にて、佐屋村山_二孫兵衛、荷上村服部弥兵衛兩人追々当所に罷越申談候處、米の座村計の儀にて五ヶ村一統の事にても無_レ御座_二、いかが奉レ存候得共、右兩人取扱、先々当年一ヶ年切に為_レ手伝_二見申、来年へも相成、五ヶ村一統の願にも候はば其節又々及_レ談判_二可_レ申由申候。去々年米の座村計手伝に罷出候處、我意成儀共御座候。又々去年以来申上候て御役所へ奉_レ懸_二御苦勞_二候様子にては、地方百姓心底乍レ恐難_レ計奉_レ存候。實に古格欠け候儀を相歎、万端古來の通に相心得、御役人様方被_レ仰渡_二は勿論の御儀、私共庄屋組頭裁判等急度相守、祭礼手伝仕度存念よりの御願にも候はば、私共故障申分無_レ御座_二却て大慶_レ奉_レ存候。既に今般差上候願書の内、忌竹の建所、綱打の場所等願書面にては、半分は町方、半分は地方と取計候様に相見候得共、左様の儀にては無_レ御座_二、古來より定まり候場所有レ之、大方定使役の者え申付為_レ建候て、古來より右いわ

いとして神酒並注連紙土器饗節等迄御上よりの御寄進米代を以相求右定使の者え相渡遣申候て右定使自分相對にて罷出候者も御座候。右定使は村方より給分は取居候得共、別に車よりも御寄進米の内にて、一ヶ村定使両人へ御米三斗づつ五ヶ村共一様にとらせ申候。始五月晦日忌竹のいわいより終十六日山下しの祝儀迄、數度のいわい神酒、諸入用共一切御寄進米代にて取計、私共手を離候儀無_レ御座_二、全く地方百姓は古來より手伝にて御座候。去々年米の座村願書にも地方は往古より手伝の旨書上候處、此度願面には地方も一分祭礼相勤候様に申上候趣にては甚無_レ竟束_二奉_レ存候。此上地方百姓御願相濟自分金にて取立候様相成候はば、弥我意相募可_レ申哉と、乍レ恐奉_レ存候。將又山車出来仕候ては如何と御尋に御座候處、此儀は三拾四年以前延享四卯四月大火の節、台尻山車諸色共御取建被_レ成下_二候様に達て奉_レ願候得ば、浅井茂左工門様被_レ仰渡_二候は、山車の儀は見合、先々台尻三輛並台尻へ附候諸色拵可_レ被_レ申由被_レ仰付_二、御手代加藤惣左工門殿万事御引受、台尻諸色共不_レ残御当地にて御拵被_レ下御渡被_レ成下_二候。私共逆も山車三輛欠け居申段は歎敷奉_レ存其後も浅井茂左工門様へ奉_レ願候得共相叶不_レ申候處、當所天王富突再興行の義御免被_レ遊、殊の外繁昌仕候に付、何卒石の預富に仕、興行仕候はば、御上えも不_レ奉_レ懸_二御苦勞_二其上天王富突は至て繁昌仕、富札売たらぬ計にて少もつけには相成不_レ申故、神主家へも及_レ引合_二候て御役所え御願申上候得ば、浅井茂左工門様、鳥居覚右工門様重て被_レ仰渡_二候は、

右願の儀は重き御事に候間相叶不レ申候間、山車取建の儀は時節も可
レ有レ之由被^{仰渡}候。右取建候に付ては山車三輛並諸色外に永々修
覆金都合にては大分の金高にも可^レ有^レ御座^二候得ば、困窮の村方殊に
私共仲間別て困窮仕候て渡世難^レ仕者も御座候仕合に御座候。自力に
は難^レ及^二時節見合罷在候。然る處此度地方百姓より御願申上候は、山
車さへ出来仕候得ば、山車へ附候諸色は相残居申候様に相聞候得共、
左様の儀にては無^レ之、幕諸色共少々相残居候ても、三十年よも捨置
候儀に候得ば再建の間には合不^レ申候。山車の儀は材木等は持寄いた
し自分細工に仕、少分の入用にて出来可^レ仕と存取候儀は、甚以覚束
なく奉^レ存候。其上末々修復の手当料旁容易の儀にては無^レ御座^二候様
に奉^レ存候。且当村の儀は連々一統困窮仕候て、年々御年貢御皆済の
節は御役所の苦労多、村役の者は勿論の儀、当麦代上納の儀も未半
納にて難^レ及^二振合^二にて右御願等申上候儀は、近頃恐多候事に候得共
不都合成儀も候はば、私共存寄の趣御尋に付、不^レ顧^レ恐御内々にて
奉^レ申上^二候以上。

月 日

五〇一七 笹踊執行許状

津島村

天王神葭其村片町分地先え流着に付、追振の通神事笹踊の儀、來
る廿九日執行致度旨願出承届候。尤追例の通相心得不^レ及^二趣通様万端
締り能^レ取計^二候。

六月

五〇一八 篠踊に付江戸より參候御書付の写の覚

一、津島町方の者共へ御代官可^レ申渡^二は、累年雨乞踊御芦踊の儀、
篠の葉踊に仕度候由、かるき様に申なし踊の躰たらく遊興踊奢の
躰に相聞え不届被^{思召}候。自今以後鼓太鼓の外、鳴物無用に仕
衣服等鹿相にいたし候様に急度可^レ相心得^二旨被^{仰出}候條、津島
町方年寄共へ此旨御代官申渡候様にと御國奉行衆え可^レ被^{申渡}
候。

一、津島百姓方の者共え御代官可^レ申渡^二は、累年雨乞踊御芦踊の儀、
公儀えは篠の葉踊に仕度由、かるき様に申なし、踊の様子遊興奢
の躰たらく、其上町人とあらそいの躰に相聞え不届け被^{思召}候。
自今以後大太鼓の外、鳴物無用に仕、衣服等鹿相にいたし候様に
可^レ相心得^二旨被^{仰出}候條、津島百姓方庄屋共へ此旨御代官申渡
し候様にと、御國奉行衆え是又可^レ被^{申渡}候。

辰の正月

勝野太郎左エ門

五〇一九 笹踊（上様踊・上様諷）由来覚

覚

海東郡津島天王御芦神事の儀、何頃より始り候と申儀は相知不レ申候得共、宮本にては御芦放の儀は深き神祕も御座候由及レ承候。往古より当所へ御鎮座に御座候得ば、御当國御無難御繁榮のため並當所無難のため、社家社僧よりは式夜三日の御祈祷、当村町方百姓九町よりは笹踊神事と唱申候て、御役所え御達申上、六月廿九日晦日両日の内に相勤、其上馴躍と唱候て盆後に至四五拾日ほども稽古仕候て、御役所え御達申候得ば、御役人様方御越被成下、初日に壱町相勤、翌日よりは式町づゝ相勤、都合五日に相済候古例に御座候。里諺には右笹踊を夜踊神事と唱へ、馴躍を昼踊神事と申ならわして昼夜両度の神事共始扇の手、上様踊上様諷と申伝、往古より只今に至迄定例に相勤申候。其余は笹踊には年柄により少々替踊も仕、馴躍は狂言仕組の題号に仕候、乍レ然凶年には昼夜相兼候て、扇の手躍計にて六月廿九日晦日の内、一日に相勤候例かたに御座候。いつの頃に哉御公義様にて御祝ひの折柄、御近習様がた御城内にて躍御興行御座候て、上様御上覽被レ為レ遊候とやらん。夫を世上に承伝へ諷ひ候由、目出たき御代の御ことぶきを、当所神事にうつし取て相用、上様諷上様踊と称候由。或神諷神踊共唱申候。尤はやし物の儀は津島笛台尻舞の別曲とやらんにて御座候由に候処、名のみに罷成、

中昔よりは存知候者も無「御座」候に付、席の舞下り端かぐら樂等の囃にて御芦場迄上下仕、踊諷の拍子ともに鼓たいこ笛にて相勤、琴三味線等一円相用ひ不レ申候。右は往古台尻舞津島笛にて相勤候古格の心持に御座候由申伝候。おどり子は笹踊には拾四五才より以下の男子、櫛かうがいをさし衣類帶迄全く女子のごとく仕候。是は神子の姿をまなび候心持の由、馴躍は狂言仕組の儀故、廿才^二下の者も入更相勤候由に及レ承候。慶長年中薩摩守様清洲御在城被レ遊候節、御不例の御慰御祈祷にも可レ相レ成候間、御上覽可レ被レ遊の旨被^{仰渡}、九町共清洲え罷出御城内にて奉レ入「上覽」候處、殊の外御機嫌よく御贊被レ為レ遊、全く御当家を奉レ祝候神踊の由、上意にて御菓子御酒等被^{下置}候由、其後御全快被^レ遊候御祝ひとて、九町え銀一枚づつ被^{下置}頂戴仕候由申伝候。其後端龍院様御代御内々にて、小瀬新右工門様御屋敷にて奉レ入「御上覽」候由、其節も御酒菓子等頂戴仕候由、是又申伝に御座候。然る處追々村方も困難仕候て昼踊の儀相勤不レ申候に付、六拾年来程は相止み昼夜相兼候て、六月廿九日晦日の内一日に相勤申候。是又當時神事の様子は、庄屋並嘉平治より奉^申上候由に付省略仕候以上。

別紙にて上様踊の諷は

神おもふすぐしめの躍參らせふ。君の恵みも深き世に高砂の松の若葉も重りて、幾千代幾千代と限りなき君、住吉の若葉もかさなりて幾千代幾千代と限りなき君、御代も日出たき久かたの松の若葉も重

りて幾千代幾千代と限りなの君。

五〇一一〇 笹踊覚

覚

御芦神事の儀は往古より御鎮座の年は無「退転」相勤來候處、慶長

尤町々より御芦場迄道中も笛鼓太鼓にて罷越、外の鳴物は一切用ひ
不レ申候。拾弐年以前寛延四未年五拾日の御穩便被「仰出」、其後五拾
日の御慎被「仰出」候處、有来候祭礼神事の儀は相勤候様との御儀
御座候處、右笹踊神事の儀は見合申候様にと被「仰出」候に付、右の
由緒甲上御願上候得ば、先格の通に相勤候様との御事にて、右神
事御慎の内に無「退転」相勤申候。

年中下野守様御不例の儀被レ為し遊御座候處、全躰右笹踊は御上の御
祈祷御國を祝し奉り並氏子の息災延命を祈申神事に御座候由にて、
清洲え被「召出」御前右笹踊相勤申候。其後程なく御快氣被レ為し遊候
由にて銀子一枚づゝ町々え被「下置」候。其後も年々無「退転」相勤來
候處、瑞龍院様御代にも小瀬新石工門殿於「御屋敷」御内證にて御上
覽被レ遊候て、御上意なども御座候由申伝候。右笹踊は男子計りて神
子の姿を学び、櫛笄をさし扇の手と申踊にて、神歌を諷ひ皺太皺笛
にて少々拍手入、御芦神前におるて躍申御事にて、三味線など相用
ひ候儀は、曾以無「御座」候。右歌踊共に古来より只今迄、年々相
替儀無「御座」候。右躍の歌は

神おもふおもふすゞしめの踊まいらせふまいらせふ高砂の松の若
葉も重りて、幾千代幾千代とかぎりなの君、御代も日出たき猶久か
たの、松の若葉も重りて幾千代幾千代とかぎりなの君。
右の歌を往古より神歌と唱來り候て、九町の町方百姓同様に仕候。

あとがき

本誌には、文化財保護、祖先の遺産保護にご尽力をいただいたております先生方をはじめ、郷土研究にあたってみえます方々からお寄せいただいたていた労作をまとめて掲載いたしました。写真撮影にご協力をいただいた皆様をはじめ、原稿を提供いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

本誌の編集は、教育委員会社会教育課で行いました。不慣れなため不備な点も多いかと存じますが、ご了承くださるようお願いいたします。本誌が郷土研究活動の振興のためご活用いただければ幸いです。

平成元年三月

津島市教育委員会

教育長 長谷川 春一

津島市郷土研究 第1集

印 刷 平成元年3月

編集・発行 津島市教育委員会

津島市立込町2丁目21番地

